

令和 4 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- ・ 開 会 令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 1 2 月 2 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
移住・定住支援室長		総務課主査
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
生涯学習課参事		
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和4年12月20日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年12月20日

大空町議会議長 原 本 哲 己

諸 般 の 報 告

《令和4年11月30日～令和4年12月20日》

- | | | |
|-----|-----|--|
| 12月 | 2日 | 若返り演芸会 |
| | 8日 | 第12回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会
第12回総務厚生常任委員会
第11回産業建設文教常任委員会 |
| | 9日 | 佐藤俊彰氏旭日小綬章叙勲綬章記念祝賀会（網走市） |
| | 14日 | 第7回議会運営委員会 |
| | 20日 | 令和4年第4回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 4 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣言

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、6 番、岩原繁議員及び 7 番、後藤忍議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 12 月 14 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 8 名、町長から提出されております案件が 14 件であります。このほか、議会提出議案の提出も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 12 月 20 日に開会し、12 月 21 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断しましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会審査報告とさせていただきます。

◇議 長 これ、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12 月 21 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 21 日

までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。松川町長。

◇町長 おはようございます。令和4年第4回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行う前に、11月29日開会の第6回大空町議会臨時会に私が新型コロナウイルスに感染し、欠席いたしましたことに深くお詫び申し上げます。

当日の臨時会の案件は、地方創生臨時交付金や価格高騰緊急支援給付金を活用した各種支援に係る事業を早期に実施していくための補正予算が主なものであり、町長不在の中、臨時会を開会いただき、かつ提案させていただきました補正予算案をお認めいただきましたことに心から感謝申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

9月16日、老人福祉大会を挙行政いたしました。大会自体の開催はコロナ禍のため3年ぶりの開催であり、敬老褒賞対象者に限定してご案内し、実施したところであります。敬老褒賞対象者は77歳の方が62名、88歳の方が58名、99歳の方が4名でありました。

9月20日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が、小清水町で開催されました。北海道開発局及び網走開発建設部への事業要望日程を決定するとともに、令和5年度、6年度の2年間の連携会議事務局を美幌町に置くことを決定したところです。

9月21日は、特別養護老人ホーム東藻琴福寿苑開設30周年記念式典に出

席いたしました。式典の中で、これまでご貢献があった方並びに団体に対して表彰が行われたところでもあります。

同日、大空町都市計画審議会を開催し、本町の都市計画の概要説明後、都市公園の現地視察を実施いたしました。

9月30日、大空町交通安全防犯推進委員会主催による町内交通事故死ゼロ日数1,000日達成集会を東藻琴地区にて開催いたしました。当日はオホーツク地区交通安全推進協議会会長の水谷網走市長より、1,000日達成の表彰状をいただいたところではありますが、残念ながら11月17日に開陽地区の国道334号で発生した交通死亡事故により、1,063日で記録が途切れてしまったところでもあります。

10月2日、3年ぶりにジェットラインさわやかマラソン大会を開催し、約250名のランナーに参加いただきました。今大会を最後の節目とし、来年以降はもと山ふきおろしマラソン大会にファミリーマラソン大会の要素を取り入れてまいりたいと考えております。

10月4日は、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。表彰審査委員会に対し、各団体などから推薦のあった19件について諮問し、ご審議いただいたところです。

10月6日は、置戸町において開催された北網地区市町長会議に出席いたしました。定年延長制度に向けた情報交換、人材確保に関する意見交換を行ったところでもあります。

10月11日、地域活性化起業人協定式を合同会社EXNOAとの間で執行了いました。今後、企業人には本町が推進しています地域情報アプリそらナビの町民ダウンロード100%達成や、ホームページなどの情報発信など、さまざまな角度からご助言いただけるものと期待しているところでもあります。

10月13日は、東京都において北海道横断自動車道網走線「女満別空港～網走間」要請活動を行いました。前日の10月12日に国において第2回地方小委員会が開催されたところであり、事業化に向け国会議員、国土交通省への要望活動を実施いたしました。

翌日、国営かんがい排水事業「網走川豊住地区」中央提案要望を実施いたしました。国における令和5年度概算要求に盛り込まれたことから、これを確実に予算措置いただくよう国会議員、財務省、国土交通省、農林水産省に対して要望活動を実施いたしました。

10月20日は、札幌市で全国道路利用者会議第72回全国大会が開催され、出席いたしました。防災減災国土強靱化のための5カ年加速化対策に必要な予算を十分確保することなどを確認したところでもあります。

翌日、オホーツク圏活性化期成会北海道要望に参加いたしました。私は、建設経済班に所属し、高規格幹線道路の整備、地方空港の利用促進について要望したところでもあります。

10月24日から26日にかけて、航空会社並びに誘致企業への訪問のため、大阪府、愛知県、神奈川県、東京都に出張いたしました。24日はまず、大阪府伊丹市に本拠を置く株式会社J-AIRを訪問し、夏季期間運行いただいている伊丹線のお礼と次年度の就航について要望したところです。同日、愛知県

名古屋市に移動、株式会社フジドリームエアラインズを訪問し、流氷時期のチャーター便の就航について要望いたしました。翌日25日は、神奈川県横浜市にあるボッシュ株式会社を訪問いたしました。女満別テクニカルセンターの人員の充足確保について要望したところであります。続いて東京都に移動し、王子吉本林業株式会社を訪問し、意見交換を行いました。終了後法務省矯正局を訪問し、網走刑務所住吉作業所での事業の進捗状況について説明し、あわせて、継続的な人的支援について要望したところであります。翌日26日は、日本航空株式会社並びに全日本空輸株式会社を訪問し、航空情勢等について情報交換を行いました。

10月27日は、札幌市において北海道町村会政策懇談会が開催され出席いたしました。午前は講演、午後からは分科会が行われ、私は民生文教分科会に参加し、地域における脱炭素の取り組み、地域医療体制の維持確保について意見交換を実施いたしました。政策懇談会のお昼の休憩時間を利用して、オホーツク町村会臨時総会が開催され出席いたしました。北海道市町村職員共済組合員の選挙について、佐藤津別町長を推挙することに決定いたしました。

10月31日、北海道合併市町村連携会議総会に出席いたしました。役員改選のほか、交付税の現状や国の経済対策について意見交換いたしました。

11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。自治貢献賞2名、消防貢献賞7名、産業貢献賞1名、教育文化貢献賞2名、善行賞3名、奨励賞2名2団体に対し表彰をいたしました。

2ページをお願いします。11月9日は、東京都で開催されました安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席いたしました。高規格道路の整備促進、予算の確保などについて決議文を採択いたしました。

11月12日は、網走南ヶ丘高等学校創立100周年記念式典に出席いたしました。

11月14日は、札幌市で開催された地方行財政金融講演会に出席いたしました。一般財団法人地方債協会の主催によるもので、北海道での開催は平成24年度以来2回目の開催であり、当日は総務省の内藤総務審議官による行財政講演、松野日本銀行札幌支店長による金融講演をお聴きしたところです。

11月15日は、交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。今年度実施した運動の総括を行い、来年度は7月4日に東藻琴農村環境改善センターにおいて実施することに決定したところであります。

11月17日は東京に出張し、全国町村長大会に出席いたしました。岸田総理が外遊ため栗生内閣官房副長官が挨拶を代読。そのほか、細田衆議院議長、長浜参議院副議長、当時の寺田総務大臣、茂木自民党幹事長、和田内閣府副大臣による挨拶が行われました。町村へのメッセージでは、オホーツク地域にも縁が深い東京大学名誉教授の月尾嘉男氏より、町村へのメッセージを頂戴したところです。

同日開催された、全国防災・危機管理トップセミナーに出席いたしました。熊本県球磨村の松谷村長の講演では、令和2年7月に発生した九州豪雨における球磨川の氾濫による死者25名を出した被災についてお話がありました。災害時のリーダーとして初動体制等が適切であったのかと、今なお自問自答して

いるとのことでありました。

翌日18日は、道路行政に関する意見交換会に出席し、国土交通省道路局長及び道路部局幹部を招聘し、道路整備の重要性について、蝦名釧路市長、石山松前町長、片山ニセコ町長から意見発表が行われました。

同日、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会に出席、主催者である北海道知事の挨拶後、札幌市長等からの意見発表、決議案の朗読及び採択を行ったところであります。大会終了後、参加首長による道内選出国會議員等への要望活動が行われ参加したところであります。

11月21日は、大空町固定資産評価審査委員会を開催いたしました。

11月23日、札幌市において市町村長政策研究会に出席いたしました。小規模自治体におけるDXの方向性をテーマとし、東神楽町山本町長、株式会社日本政策総研若生副理事長からの話題提供を基に意見交換を実施いたしました。

11月25日には東京に出張し、北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会、遠軽北見道路整備促進期成会の3期成会合同による北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会秋季要望に参加いたしました。4班体制に分かれ要望活動を実施し、私は女満別空港網走間の計画段階評価の調査促進、第3回目の北海道地方小委員会の早期開催について要望したところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。2番、川村淳議員。

◇川村議員 令和4年第4回定例会通告に従いまして、子ども医療費の助成拡大について一般質問を行います。

現在の子ども医療費助成制度は、一定の所得がある世帯について助成の対象外とされております。今年の8月1日より網走市でも子育て支援策の拡充を図る目的として、この所得制限が撤廃され、全世帯が対象となり助成が拡大され、制度化されました。

まずは、大空町における子ども医療費助成制度について、これまでの助成の経過、受診件数や医療費の現状、また所得制限を撤廃した場合の財政における影響など、大空町の現状について伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にお答えいたします。

子ども医療費の助成拡大について、子どもの医療費は本来、健康保険が適用となり、就学前が自己負担2割、小学生以上が自己負担3割となっているとこ

ろであります。この自己負担への助成を北海道及び市町村が実施しているところでもあります。

まず、北海道の給付事業ですが、所得制限や一部の自己負担を設けたうえで、通院は就学前まで、入院は小学生までを対象に全額助成しており、道内全市町村が共通する子ども医療費助成制度の土台となっているところでもあります。これに加えて、各市町村が対象年齢の拡大や所得制限の撤廃などにより、子ども医療費助成制度を拡大しています。

本町では、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に子ども医療費助成を独自に拡大しており、中学生までの入院、通院の医療費について、所得制限を設けたうえで全額助成しているところでもあります。

助成している医療費の現状や、これまでの経過、受診件数、財政への影響などは後ほど担当課長に説明させますが、この事業は、大空町まち・ひと・しごと創生・総合戦略の子育て世帯の経済的支援に位置づけ、他の事業とともに取り組んでいるところであり、子ども・子育て支援の一つとして、子育て世帯の経済的支援に大きく寄与しているものと考えているところでもあります。

以上、一回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 これまでの助成制度の変遷、経過、それから令和3年度の支給件数及び医療費の現状、また、その財源につきましてご説明をさせていただきます。

大空町における現在までの医療費の助成経過であります。合併当初の平成18年度では就学前までの医療費、窓口負担額を助成しておりました。平成20年10月からは小学生までの入院を全額助成とし、平成25年4月からは小学生までの通院を全額助成、さらに、平成26年8月からは中学生までの入院、通院を全額助成しており、現在まで助成対象者の範囲を徐々に拡大してきております。

受給者数、支給件数及び医療費の現状につきまして、令和3年度の実績で説明をさせていただきます。受給者数は661人で、支給件数は延べ7,486件でその内訳としては、就学前が3,629件、小学生が2,745件、中学生が1,112件であります。また、自己負担分の医療費助成額は1,663万8,000円で、その内訳としては、就学前が743万8,000円、小学生が615万円、中学生が305万円であります。

最後に、子ども医療費助成事業の令和3年度に要した費用と財源の内訳につきましてご説明をさせていただきます。総額1,776万4,000円でありまして、歳出の内訳は、医療費助成そのものである扶助費が1,663万8,000円、このほかに、事務経費として需用費が14万5,000円。委託料が98万1,000円となっています。

続きまして、歳入の内訳は、道補助金が284万1,000円、医療費返納金が3,000円、町の持ち出しとなる一般財源は1,492万円であります。

また、所得制限の撤廃をした場合について試算をしますと、拡大分の対象者が100人程度おられまして、医療費助成額は300万円程度増額することが見込まれます。これに伴い、町の持ち出しにつきましては、300万円程度増えまして、1,800万円程度となります。

制度の現況説明については以上でございます。

◇議 長 2番、川村議員。

◇川村議員 はい、2番。ありがとうございます。大空町の現状についてはわかりました。

では、先ほど網走市の所得制限撤廃を例として挙げましたが、オホーツク管内の市町村の現状について、把握している範囲で教えていただきたいということと、また、昨今の物価高騰の影響を受けて、どの世帯もどのご家庭も生活が非常に厳しくなっているとの声を聞いております。

大空町まち・ひと・しごと創生・総合戦略の計画においても、政策の基本目標、ひとを育むという部分で、子ども・子育て支援、子育ての喜びを実感できる環境をつくるということが目標とされており、具体的な施策の一つとして子育て世帯の経済的支援とあります。このことから、子育て支援施策の拡充を図るため、大空町においても子育て世帯がいつでも安心して医療を受けられる環境をつくることから初めてはどうかと私は考えております。

所得制限の撤廃について、大空町としての見解についてお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 管内の状況を見てみますと、細かい各市町の名称を申し上げるのは控えさせていただきますけども、所得制限を設けずに中学生までの医療費を無料化としている市町村は、通院では10市町村、オホーツク管内全体で見ますところ全体の約55%。入院では11市町村、全体の約61%となっており、所得制限を設けない市町村が増加してきている、そのような状況にあると認識しているところであります。

大空町まち・ひと・しごと創生・総合戦略では、子育て世帯の経済的支援として子ども医療費の無料化のほか、各種小児ワクチン接種の無料化、食育活動の推進として学校給食の無償提供など町独自の事業のほか、乳幼児健診により子どもの疾病予防、早期発見、早期対応など子育て支援にも取り組んできているところであります。

限られた財源の中ではありますが、これまでも所得制限の撤廃を求める声があったことも踏まえ、子育て支援策をより充実させるため、令和5年度の実施に向けて検討してまいりたい、そのように考えておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。この支援策なのですけども、医療の関係、福祉関係のほか、これが制度化されますと、高所得者向けの移住・定住政策の部分にも結びつくところが出てきます。令和５年度に向けてぜひ進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 移住・定住対策を進めていくためには住環境であったり、働く場であったり、さまざまな要因があるかと思うように思っておりますけども、若い世代が移住していただくためには、やはり子育て支援、子育て施策というのが１番重要視されるところであると思うように考えておりますので、今回の子ども医療費を所得制限なしに無償化を検討することで、そういったその移住の部分の取り組みについてもつながっていくものと期待しておりますので、ぜひ取り進めてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 これにて、川村淳議員の一般質問を終了します。

日程第５、一般質問を続けます。

次に、５番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和４年第４回定例会通告に従い２項目、一般質問させていただきます。

第１項目は、高齢ドライバーの交通安全推進についてです。

まず、大空町高齢者運転免許自主返納支援事業についてお伺いします。令和２年４月１日から施行されている本事業は令和７年までになっています。５年の時限立法期間の中間年を過ぎたところです。令和４年、本年ですが、５月１３日からは道路交通法改正により、７５歳以上で過去３年間に信号無視などの一定の違反歴がある高齢運転者には免許更新時の運転技能検査が義務付けられています。事業実施要綱制定当時は、本町ではありませんが高齢ドライバーによる大きな交通事故がありました。つい先日も高齢ドライバーの運転ミスに伴う痛ましい事故がマスコミで報道されています。本事業に関する現時点での評価と今後の事業展開についての見解を伺います。

第１項目の２といたしまして、町内高齢ドライバーへの情報提供と運転技能確認講習等についてお伺いします。

大空町の地域交通環境では、自家用車の運転は生活を支える手段として重要なものとなっています。高齢期を迎えても可能な限り車の運転は続けたいと思う方が多い状況です。高齢ドライバーみずからの運転技能を確かめる学習機会作りが必要ではないでしょうか。

また、高齢者等移動支援事業、地域間バス運行事業、社会福祉協議会の福祉有償運送サービス等の施策との連携も検討していかなければならないと思います。町長の見解を伺います。

第２項目は、環境と調和した太陽光発電の推進についてです。

まず、地域の自然環境や生活環境等と調和した施設づくりの推進をとして伺います。自然エネルギーを活用し、二酸化炭素排出を抑制しようとする太陽光発電施設が本町においても増加しています。施設づくりにおいては、地域の自然環境、近隣居住者の生活環境等との調和に配慮して進められることが基本であると思います。

第2項目の2といたしまして、自然環境等に配慮した潤いのある地域社会及び住み続けたいまちづくりのためにとして伺います。施設整備を促進していく上で環境と調和した太陽光発電推進に関する町民合意の基本的確認事項を規定しておくことが持続可能なまちづくりの一環になると思います。移住・定住対策においても、自然環境や自然エネルギーの普及に配慮した町の制度は、住み続けたいまちづくりのために必要な事項であるとも思います。町長の見解を伺います。

以上、通告しております大項目2件の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にお答えいたします。

一つ目の質問であります高齢ドライバーの交通安全推進について。

令和2年4月1日から開始しました高齢者運転免許自主返納事業についてありますが、事業開始する数年前から高齢者ドライバーの操作不適や高速道路の逆走などによる交通事故が多発し、ニュースにも多く取り上げられ、社会問題化していた時期でもありました。特に平成31年4月に起きた、東京池袋での母子2人が死亡し9人が重軽傷を負った暴走事故は、その事故の大きさから高齢者の免許返納が全国的にも急増するきっかけとなり、また、高齢者の免許制度を見直す法改正の道筋も示され、高齢ドライバー対策が大きな転換点となる事故でもありました。

当町の高齢ドライバー対策として、後づけのブレーキシステムの設置に対する補助制度の創設について、過去の一般質問でご質問をいただき検討いたしました。が、設置費用が安価であることや、取りつけることが可能なメーカーが限定されているなどもあり、装置の設置に対する助成ではなく現行の免許返納に対する助成制度を創設したところです。本事業の実績につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

今後の事業展開についてですが、本事業は返納時一回限りの支援ですので、この方法が果たしてよいのか、福祉施策の福祉タクシー券等の拡充にあて持続的支援がよいのか、または、全く違う支援策なのか、正直現段階では決めきれないところでもありますので、令和7年の期限までに十分検討していきたいと思いますが、事故防止の観点からも、この免許返納という事業については必要があるのではないかなとそのように考えているところであります。

次に、運転能力確認講習等、情報提供の機会づくりについてであります。交通安全防犯推進委員会主催で、高齢者の交通安全運転講習会を例年実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染予防のため令和2年度は中止いたしました。令和3年度にはことぶき大学の生徒に限定して、網走警察署の協力を

いただき駐在所長からご講演をいただいております。東藻琴地区では、高齢者サロンで同様に駐在所長からご講演をいただいていたところでもあります。

このほかに、ここ2年間は感染予防のため実施できていませんでしたが、冬道安全運転講習会をオホーツク自動車学校の協力をいただき、例年1月に開催しているところです。この講習会は高齢者だけではなく、移住者や免許取得して間もない人など運転に不安を持っておられる方を対象にしております。また、協力いただいているオホーツク自動車学校には運転シミュレーターがありますので、高齢者を対象とした運転技能確認講習会等の開催は可能ではないかと思えます。主催しております大空町交通安全協会と協議して検討してまいりたい、そのように考えております。

高齢者等移動支援事業、地域間バス運行事業、社会福祉協議会の福祉有償運送サービス等の各事業との連携につきましては、議員のご指摘のとおり、既存の事業を有効的に活用、運用していくことが重要であると思っております。大空町全体の持続可能な交通体系の構築という大きな課題でもありますので、関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいりたいとそのように考えております。

次に、環境と調和した太陽光発電の推進についてであります。

再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法、通称フィット法の制定後、全国的に太陽光発電のパネル等の設備整備が進み、当町においてもパネルが設置されている場所が複数あるものと承知しております。太陽光発電は再生可能エネルギーを有効活用することにより、地球温暖化対策に資するものがありますが、反面、急速な普及に伴い歴史的文化的景観を阻害する、斜面に設置した排水対策が不十分で降雨の度に濁り水や土砂が河川等に流れ込む、反射光による生活環境への悪影響といったトラブルも全国的に見られるところでもあります。多くのトラブル事例においては、事業区域や周辺環境に関する事前の調査を十分にしておらず、必要な対策を講じていなかったことが原因の一つとなっていることが、令和2年3月、環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインにも示されています。

太陽光発電に限らず、例えば風力発電施設についても同じことが言えるのではないかと思います。一般的な視点で見たときに、再生可能エネルギー発電事業を行う場合には、議員もお考えのとおり地域の自然環境との調和に配慮することや、町、事業者、住民など関係者の間で施設整備等に関する合意に向けた努力を含む関係者同士の密接な連携が必要と考えます。

また、自然環境や自然エネルギーの普及に配慮した町の制度についてでございますけれども、これまで当町におきましては、事業用太陽光発電施設の整備に起因する景観の阻害や生活環境への悪影響といったトラブルが発生した、または住民からそういった声が上がったということではなく、再生可能エネルギー発電施設の整備のあり方に関する条例制定についても、特に検討をしてこなかったところがございます。今後、そのような景観を阻害するであるとか、そういった声が地域から上がってきたときには、この景観を保全するという、そういった意味の条例などの制定については、検討していく必要がひょっとしたら出てくるのかなと、そのような認識を持っているところでございます。

以上、一回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 はい。私のほうから高齢者ドライバーの自主返納の実績についてご説明をさせていただきたいと思います。

令和2年度ですけれども30名が返還しております。農村部で20名、市外地が10名となっているところでございます。令和3年度は47名で、農村部が29名、市街地が18名。令和4年度12月12日までの受付分までということでご報告させていただきますけれども、25名が受付をしているところでございます。内訳ですけれども、農村部が12名、市街地が13名となっているところでございます。

本町の事故発生件数ですけれども、過去10年間、平成24年から令和3年度まで、この10年間見ますと発生件数は6件、傷者数が7名程で、ほぼ微減、微増で推移している、そういうような状況でございます。

また、網走警察署管内、網走市と大空町の1市1町の合計というふうになりますけれども、参考といたしまして過去4年間、平成30年度から令和3年度の間で4年間ですけれども、75歳以上の免許返納者数は平均で男性が60名、女性が31名となっております。大空町だけのデータが少ないため、本事業の効果を検証することは大変難しいところではございますか、免許返納に伴い、高齢ドライバーによる交通事故を起こす機会は減るものということで考えておりますので、効果があったのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、1項目のところから質問をさせていただきます。高齢ドライバーの運転免許自主返納事業、実績が上がっているなど認識しております。支援報奨金の3万円の額ということにつきまして、自主返納を促すという性格のものであろうというふうに思います。それと、予算措置上も支援対象年齢人口の中の運転免許保有者数の確保とか、それから、そういう数字を把握するのが難しい中で、予算を措置されているというふうに思っております。運転免許自主返納の関係につきまして、令和3年度は当初予算60万の予算措置が令和3年度実績47件ということで、141万ほどの補正をされても対応していただいているという状況でございます。今年度の動向もなかなか把握は難しいかと存じますが、運転免許自主返納を決意した申請者の意向を尊重し、予算を確保する対応というのが必要あると思いますので、その点について、まず改めて確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町長 当町が実施しておりますこの自主返納事業、これは返納していただくことが目的ではなくて、運転に不安を持っておられる方が返納することで、事故を将来的には起こさないということに繋がって行くということでございますので、これについては引き続き、必要な予算については確保を図ってまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

◇議長 5番、鈴木秀之、

◇鈴木議員 先ほど運転免許の更新時の制度が75歳以上の関係が、また変わったということをお話させていただきました。また同じように運転免許証の関係で、本年5月13日からはサポカー限定免許という制度も開始されております。これはサポーターカーという衝撃被害軽減ブレーキとか、ペダル踏み間違い時加速抑制装置というのが付いている車ということですが、それを運転するという限定された高齢者用の免許、これに切り替えられますよという制度も出来たわけでございます。ただ、なかなかその交通事故の状況を見ますと、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故という件数が5.6%くらいということで、注意欠陥による一時停止違反とか、逆走とかそういうことの事故の方が多いうくらいという統計も出ているわけでございます。そういう点から本町の一つの選択肢として、自動車の性能によらないで、みずからの運転技能を確かめながらそれでどうしても不安になったときについては、免許証を返納するという制度も必要かなというふうに思っておりますので、継続が望ましいという観点で町長と同じような考え方を私も持っているところでございますので、制度改定の際にはぜひご検討いただきたいと思います。このことについて答弁はよろしいかと思います。

1項目の2のほうに移らせていただきたいと思います。運転に必要な運動能力とか判断力、洞察力ということは年齢とともに個人差がありますが、一概に年齢によって判別は出来ない事ではございますが、やはり年齢を重ねるに従い視力の低下等は進むものでございますので、運転技能に影響があるというふうに思っているところでございます。先ほど、交通安全協会等の主催で冬道の運転技能講習が再開されるという話をいただきました。実際の座学での講習ということも必要でございますが、やはりこう体験をするという、実際に体験をするという学習活動がやはりこう自らの運転技能を高めるとか、確認をするという意味で効果的ではないかなと存じますので、先ほども高齢者大学でのプログラムへの反映とか、あと寿クラブでの活動の一環に実学も加えていただくということの働きかけをぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この高齢者ドライバーの交通安全の推進策ということについては、高齢ドライバー自らが自分を振り返る自己認識をする啓発活動と、家族や友人、知人と相談し確認し合うコミュニケーションの機会を多く持つことが重要だなというふうに思っております。行政機関が情報を提供すること十分に心がけていただければ、少しでも事故が減るのではないかなと、そういう事故が起きな

いんではないかなというふうに思っております。

第1項目について2回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 この大空町の地において、免許を手放すということはなかなか決断の要ることではないかなと思っております。ただ一方で自分の年齢的なものであったり、体力的なものであったり、そういったことで、やはり運転に不安を覚えられるという方もいらっしゃるのも事実であります。

先ほど申しましたように、座学での研修もそうですけれども、過去には、オホーツク自動車学校のすいている期間に運転体験というのも行ったりだとかしておりました。また、先ほど申しましたように運転のシミュレーターというものが投入されておりますので、冬季間の冬道講習だけではなく、夏場であったり、あるいはそのシミュレーターを使って自分の運転機能が確かなものなのかどうかということは、そういったものを活用することで確認できるのではないかなと思っております。そういった場が、何とか開催できるように交通安全協会とも協力しながら普及に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 この件につきましては、先程町長の答弁の中で、高齢者の外出支援だとか、車を運転されない高齢者の方の移動手段の確保との関連性も含めて検討していただくというお話がございましたので、その点につきましてもよろしく願いをいたしたいと思います。

この件につきましては終了させていただきまして、続いて、第2項目の環境と調和した太陽光発電の推進についてに移らせていただきます。

この関係につきまして、町長の答弁の中にもございましたが、国において令和2年の3月に環境省が太陽光発電の環境配慮ガイドラインというのを作っております。設置する企業の社会的な公正さという環境に配慮した取り組みというのが社会的責任を果たしているという企業のPR効果もあるというという観点からもぜひ配慮をするようにというガイドラインでございます。ただ如何せん法的拘束力はないということになっているわけです。しかし現実問題として、住宅街の南側にそういうものが立った場合、そういうケースが今後増えて来るんではないかなという、そういう懸念もあるわけでございます。

最低限の環境に配慮したガイドライン、これを広報等でも周知をして、設置者に配慮を促すということも必要かなというふうに思っているところでございますが、なかなか設置者に配慮を求めるということでも、東藻琴地区をちょっと歩いてみますと設置されている表示を見ますと町内の方よりは町外の方が設置しているというところでございます。そういう中ではなかなか環境に配慮して欲しいとか、それから草が生えた場合の草刈りに配慮して欲しいとか、そういう連絡を取ろうとしてもなかなか取れないという状況がございます。

そういう中で、やはり町としてどう対応していくのか、やはり現況をつぶさにご確認をいただきながら、今後の対応についてご検討をいただきたいというふうに思っているところでございます。

なお、近隣の状況をちょっと調べますと、斜里町それから、鶴居村、宮城県の登米市とか、かなり環境に配慮した太陽光発電、再生エネルギーの発電施設等についての条例の整備が進んでいる先行事例もあります。そういうのを是非参考にされてご検討いただきたいというふうに思っているところですが、再度ご認識をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から、近隣でいくと斜里町あるいは釧路管内の鶴居村、宮城県登米市で条例を制定しているということで、私も鶴居村、登米市の条例を見させていただきましたが、鈴木議員もおっしゃるとおり条例を制定してもその設置を完全に止める、撤廃させるといった所までの強制力というのは条例の中では持てないということでございます。条例で言えるのは、指導、助言あるいは勧告、そしてそれでも設置するようなことになった場合には、事業者名の公表というところにとどまる、そういった条例になるのではないかなとそのように思います。

町のほうで今後もし仮に条例を制定していくという場合にあたっては、まず町として当然目的や基本理念、そういったものを明確にしていく必要がありますし、その上で、町や発電事業者、住民、土地所有者など関係者の責務や関係性の整理、設置を禁止また抑制する、どこまでの区域を定めるのか、あるいは保全地区の設定の必要性が本当に必要なのかどうかと、そういった検討もしていかなければなりません。

また、整理される事業面積や発電量などの規制の検討、事業の許可、不許可の判断基準や方法、事業者の改善等を求める必要が生じた場合の方法であったり、罰則はなかなか難しいと思うのですが、そういったことの必要性あるいはその撤去する場合の妥当性など、調整すべき事項というのが多岐にわたっていて、町だけで制定に動くのではなくて、関係者、当然地域の住民の方々とも十分に協議を行っていく必要があるのではないかなと、そのように思っております。

まず太陽光発電を初めとする事業用の再生エネルギーの発電施設に係る現状について、町としても設置場所の状況を確認する、施設付近の住民の声を聞くなどして、十分把握して、その上で条例制定の必要があるかどうかを考えると、まずはそこからスタートかなというふうに思っています。

なかなか正直難しい問題でございまして、一方では個人の権利、そういったものを制限することが果たして良いのかと。先ほど町外の事業者が設置しているというお話でありましたけども、そういったこともあるかと思いますし、自分の持っている土地に、自ら発電施設を設置するとような方も現にいらっしゃいます。そういったそれぞれ自分の所有する土地の地上における権利、そういったものをどこまで制限できるのかという非常に悩ましい問題だなというふう

に思っておりますので、さまざまなご意見等をいただきながら、必要性については検討をしていくということで、お答えさせていただきたいと思います。

◇議長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。太陽光発電の環境配慮ガイドラインということについては、この環境影響評価法という別名、環境アセスメント法っていうのがありまして、それに該当する場合はかなりの規制があります。ところがアセスメント法対象になるのは3万キロワット以上の施設ということでございますので、身近な小規模の施設について、これは該当なしということでございます。

私は制限するというものではなくて、推進をしながら地域のコミュニティを壊さない、そして環境に配慮していただくという、人間関係を壊さないということが必要だなということで、ご検討いただければという提案でございます。やはり現状として地域コミュニティとか、生活環境の整備を図るということが第一でございまして、この町に住んでよかったと、これからも住み続けたいと、せっかく自分が住宅を建てたところに近くにそういうものが建ったときに、ここに住んでいられるだろうかという、そういう疑念が沸かないように、やはりここに住み続けたいという人が増えるような施策の一環として、ご検討いただければというふうに思っているところです。

その点についてのご見解、よろしくご答弁いただければと思います。

◇町長 松川町長。

◇町長 国がカーボンニュートラル、北海道はカーボンオフセットというような言い方をしておりますけども、そういった自然エネルギーをこれから充実していこうという流れの中で、本町におきましては、なかなか風力発電であったり、あるいは地熱発電であったり、そういった発電というのが難しくて、やはり可能なのは太陽光発電、そういったものになってくるのかなとそのように思っております。

ただ、太陽光といいましても、やはり議員おっしゃられるように、自分の家の前に太陽光パネルが設置されたというようなことで、それを不快といいたしうか、景観が阻害されたというふうに思う方もいらっしゃるのではなないかなと、こういっただけ自然エネルギーを利用するという時代の流れの中ですから、それを当然のことの様に受けとめられるそういった方もいらっしゃるのではないかなと思います。

そういった、さまざまな方々の声を聞いて、やはり議員もおっしゃられたように、地域との調和と言いましようか融和をしていく中で、そういったものがきちっと整理されていくのが1番の正解というか、正しいのかなと思いますので、今後そういった地域の皆さんの声を聞き、内部でも検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご指導お願いしたいと思います。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時15分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 令和4年第4回定例会一般質問通告書により提出いたしました、
水田活用及び畑作物直接支払交付金について質問させていただきます。

水田活用交付金は交付条件の厳格化により、令和8年までに1度も水張りのない休耕田は交付対象から外れます。対象農家の所得減少のみならず、農地の資産価値の低下も懸念されております。水田地域の農家はもともと経営面積も少なく、水田活用交付金を見込んでの経営も多く、将来的に厳しい状況になっていくと考えられます。本町においても、この水田活用交付金は4億円ほどに上るということですが、もしなくなるとすれば地域経済に対する影響も大きいものと思われまふ。この件に関して町長の見解を伺います。

畑作物の直接支払交付金についてですが、先日、農水省は令和5年から7年産の対象作物の交付単価改定額を示しました。澁原用馬鈴薯やそばを除いて引き下げとなりました。特にてん菜は下げ幅が大きく、さらには交付対象数量も段階的に引き下げられ、最終的には5.5万トンと現在より9万トン削減される方針が示されました。

てん菜は、オホーツク管内、本町でも基幹作物であり、地力維持のために必要な輪作体系に組み込まれております。簡単に面積を変動させるものでもなく、他の作物を作付することも厳しいと考えます。さらにはウクライナ戦争や急激な円高による生産費の高騰が農業者に不安を与えている現状について、町長の見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、水田活用の直接支払交付金についてですが、大空町の現状と課題についてご答弁申し上げます。

国が1970年、昭和45年に新規の開田を禁止、耕作面積の配分を行うといった米の生産調整を開始してから、大空町においても今日まで転作を進めてきたところであります。その後、この生産調整については、経営所得安定化支援事業の水田活用の直接支払交付金として政府が単価を決め、麦、大豆、飼料

作物等の作付面積に応じて交付される戦略作物助成と、市町村農業再生協議会の裁量により、水田収益力強化事業ビジョンに基づき、地域の実情に応じ単価を設定することができる産地交付金と二つの交付金があり、水田及び転作地における収益力向上に資する取り組みに対し、交付金が支給されてきたところであります。

令和3年11月、国は水田活用の直接支払交付金の見直し方針として、畦畔等湛水設備や用水路等を有しない農地は交付対象外とする現行ルールを再徹底を図るとともに、現場の課題を検証しつつ、令和4年度から令和8年度までの5年間に1度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田としない方針を示しました。

畑作物の本作化に向けた支援としては水田を畑地化して野菜、果樹等、高収益作物に取り組む場合は、10アール当たり17万5,000円。また、麦、大豆、飼料作物等、畑作物に対しては14万円を支援するとし、さらに定着促進として5年間継続して支援するメニューも拡充されたところです。

令和3年第4回定例会の一般質問において、交付金ルールの厳格化により起こりうる懸念事項として答弁しているところですが、再度水張りを行う復田を選択した場合と、5年後に畑地化に移行する場合、それぞれ違う問題が想定されます。復田を行う場合においては、何年も水張りをしておりませんので、作付けをしても品質や収量ともに十分なものにはならないと思われますし、また、復田により水稻の作付面積が増加すれば、市場での米相場の下落が起こり、農業経営に影響を与えるものではないかと、そのように考えております。

また、畑地化をした場合については、6年後から交付金がなくなりますので、収支の悪化が懸念されます。土地の売買価格についても、現況は畑であっても転作畑ということで、田として評価されることから、畑に比べ高い価格で評価されておりますが、これも畑並みの評価にまで下落する可能性があり、資産の減少となります。

ほかにも水田としての用途でなくなることにより、水利権の問題が起こり、土地改良区の維持管理にも大きな影響を及ぼす可能性もあります。また、多面的機能支払い交付金の算定にも影響が出てくることになり、さらには農業基盤整備事業の採択要件等に影響が出るおそれがあります。この様にさまざまな局面で農業経営を逼迫させ、さらに地域経済にも影響を及ぼす問題であると、そのように認識しているところであります。

J Aめまんべつでは、本年9月に交付金に係る意向調査としてアンケートを実施いたしました。今後の対応として約4割の方が今後5年間で畑地化の支援を受けて畑地化を行いたいと回答され、半数近くの方は、まだ対応を決めかねている、そのような状況でありました。大空町農業再生協議会といたしましては、国の交付金の見直し方針や畑地化支援内容が見えてまいりましたので、現段階において、今後どのような対応を考えているか意向調査としてアンケートを実施することとしたいと思っております。大空町の持続的な水田農業の将来像をしっかりと描くため、生産者やJ A等関係機関と連携を密にし、毎年度現場の課題を把握、検証し、産地の実情を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、畑作物の直接支払交付金の大空町の現状の課題についてであります
が、まず、ゲタ対策と呼ばれる本交付金は国の経営所得安定対策事業の中の一
つのメニューでございまして、諸外国との生産条件の格差により不利がある国
産農産物、麦、大豆、てん菜、馬鈴薯等の生産販売を行う農業者に対して、標
準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金が農業者に直接交
付されるものでございます。対象作物の交付単価については、平成18年度ま
では毎年単価改定されていましたが、平成19年度の品目横断的経営安定対策
の導入以降は、原則3年ごとの改定となり、生産現場では、中期的な営農計画
が立てやすくなるとともに、生産性向上の努力が収入に結びつくということに
なったところであります。

令和5年度から令和7年度の交付単価については、また案の段階ではござい
ますが、森賀議員ご指摘のとおり澱粉原料用馬鈴薯及びそば以外は引き下げと
されており、特にてん菜については令和2年度から4年度の単価1トン当たり
6,840円から1,770円引き下げられ5,070円とされているところで
あります。単価が引き下げとなる要因として考えられることですが、まず交
付単価は平均交付単価を基準として、作物ごとに品質に応じた品質区分別単価
により設定されております。てん菜は糖度に応じた単価で区分され、糖度が増
すほど単価が高く設定されることになります。ただし、過去3年の収量が現行
算定に用いられた収量を上回り、また、生産に係るコストは、直播栽培の増加
に伴う労働時間の短縮等により減少し、販売価格は横ばいの状況から、てん菜
の交付単価が引き下げとなったものでございます。国内の砂糖の消費量が約2
0年間で50万トン減少するなど、近年減少傾向で推移するなか、てん菜の生
産は堅調であり、てん菜糖の在庫量が増大している状況になっています。ま
た、国は、てん菜に対して交付金を支給する生産枠を現行の砂糖換算の64万
トンから令和8年度に55万トンまで減らす案を出しており、てん菜糖は全量
が北海道で生産されており、大空町含め地域経済に影響が出る恐れがありま
す。

現在、JAめまんべつのでん菜共同育苗施設の増設工事を国の産地パワーア
ップ事業を活用して行っております。施設の増設により生産者の育苗に係る労
働時間を削減することで生産性の向上及び優良品種の導入を図るものでありま
す。てん菜は大空町において輪作体系を構築する主要な作物であって、作付面
積も大きい状況となっています。砂糖の需要が減っていることから交付金
の単価の引き下げや作付面積の削減という形で進められておりますが、簡単に
他の作物に切りかえができる物ではございません。病虫害の防止対策のためにも
しっかりとした輪作体系を守る、それが重要であるとそのように考えており
ます。

肥料等の価格高騰により生産費等経費の負担増が生産者に影響を与えており
ますが、町では肥料飼料価格高騰対策支援事業として、国と北海道の補助事業
に上乗せする形での支援を行ってまいります。

大空町の水田収益力強化ビジョンに基づく産地交付金の交付も踏まえ、引き
続き大空町の重要作物として位置づけていかなければならない、そのように考
えているところであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 4番。水田活用交付金についてですけれども、水張りの要件、具体的なルールが年内に提示されるということですので、ぜひこれに基づき意向調査をされているということですので、ぜひJA等関係各団体と行政の連携、情報の共有等をしていただいて、各農家の判断材料となるような、例えばモデルケースのようなものの作成を検討していただけないでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 この水田活用交付金の部分につきましては、今年度オホーツク活性化期成会の要望事項にも取り上げましたし、また、各農業団体の要請の中にも盛り込まれていたのかなと、そのようには思っております。

ただいまの森賀議員のほうから情報の提供とモデルケースということでございましたので、交付金の見直しの方針、畑地化支援内容が国から示されておりますので、JA等と協議をさせていただきながら、ぜひ、モデルケースというものを作成し、それを生産者の皆様にお示しさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 4番。ぜひモデルケースのほうよろしくお願ひしたいと思います。

畑作物の直接支払交付金の決定が本町の農業、特にてん菜に与える影響は大きいということで、共通認識いただいておりますけれども、機会があれば、大変本町の農業に対しての影響が大きいということも発信していただきたいと思います。

まず、いずれにしましても、最終的に個々の農家自身がいろいろ方針を決めて判断しなければならない時が迫っていると思います。そのために正確な情報を農家のほうにまたお知らせいただけることを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 てん菜につきましては、私は農業の経験がないので余りわからないのですが、ただ町の農業にとって1番最初に蒔き付けが始まって行くのがてん菜であって、最後に終わるのがまたてん菜であるのかなと、一般的な3輪作体系をしている畑であれば、そういう流れなのかなと思っております、非常に農家の皆さんにとって、作物を蒔く時期、収穫する時期、ちょうどよい時期の農作物なのだなと、そのように思っているところであります。

情報につきましては、まだまだ案の段階でありまして、本交付金の令和5年

度からの7年度の交付単価というのがこれから正式に出されるのではないかなとそう思っております。生産者の方々に影響を与えかねない情報でありますので、より一層、JAなど関係団体と連携を密にしながら、迅速に生産者の皆様に情報を届けていくと、そのようなことで取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて、森賀祐司議員の一般質問を終了します。

日程第5 一般質問を続けます。

次に、6番、岩原繁議員の一般質問を許します。

◇岩原議員 令和4年第4回定例会に通告しております項目ごとについて、ご質問をさせていただきます。

議員活動も8カ月になりまして、まさに勉強中でございますけれども、なかなか、まだまだ不勉強でありまして、突拍子もない質問をするかもしれませんけれども、ご容赦いただきたいと思います。

その中で、今年3月に変更された大空町公共施設等総合管理計画、これは先般の定例会におきまして同僚議員からも同じ項目でありましたけど、私はちょっと視点を違えてご質問をさせていただきたいと思います。

まず、策定の背景と目的については、この計画の中で書かれた文言を用いましてお話をさせていただきたいと思いますが、全国の自治体におかれましては過去に建設された公共施設等が、これから大量更新の時期を迎えることとなる事になりまして、老朽化する公共施設等に関わる建てかえだとか、改修あるいはまた、これにかかる費用が増加するということが予想された中で、今後、人口減少等の要因もありながら、こういった施設をどう事業が低下していく中で活用していくかっていうことは避けられないことから、今後、国の示されたことから、我が町でも早急に公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要であると書かれております。

自治体の役割である行動計画を示されておきまして、国は平成26年4月に策定に当たっての指針を示されまして、本町におきましては、29年の3月に策定という運びになっております。この期間は平成28年度から令和7年までということで、10年間第1期という計画期間で整理されておりますけれども、現在の第2次の総合計画の期間でもございます。大空町を取り巻く社会情勢の変化で適宜見直しということを行いながら、前提条件に見直しを行いますということで結びをとっております。

公共施設等の区分につきましては、建築系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設、土地と分類されておきまして、特に今回お聞きしたい建築系公共施設には、地域コミュニティ施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、その他と13部門に分かれております。その中の地域コミュニティ施設についてでございますけど

も、老朽化がどれ程進んでいるかということを示すに当たりましては、有形固定資産減価償却率で示されているということがありまして、この計画の中では、償却率は非常に高く93.2%ということに達しております。この中には、小分類として公民館、会館、休憩場兼物置とありますけれども、その部分だと思っておりますが、内容について、まず伺いたいと思います。

次に、本町の所有する建築系公共施設の管理状況について伺います。各所管する課ごとに所属する施設が配置されておりますけれども、一般的な目安としての部分で書かれています部分については、有形固定資産減価償却率は35から50%と言われている中、本町については60.2%で、償却率は平均ちょっと高くということを示しております。今後、耐用年数の到達とともに償却率が高くなることが予想されておりますけれども、その中でそういった公共施設の建物については、耐用年数が定めた順に、維持管理費等の修繕費は計画されているかをお伺いしたいと思います。

次に、施設管理です。この部分については、各施設の中での各課の中で、職員の人事異動等で隅々まで把握するのが困難な場合がございます。その中においてでは、修繕に必要な予算計上や修繕する時期を把握できず、小規模修繕で済まされている物が得てして大規模になることも想定されると思います。各課にまたがる公共施設の維持管理について、本計画の変更時は487施設もあります。データ化によりましてまさに建物の長寿命化を図るうえでも、所管課を超えて建物の一元管理が求められると思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

次に大きな第2項目でございます。地域コミュニティ施設として集落の公民館、地区会館が出ておりますけれども、女満別地区では過去におきましては、社会教育施設として地区公民館が位置づけられ、研修会館はその集合的役割を果たす中央公民館としての役割がありまして、将来的には、これらを今でいう生涯学習の部分のセンター的要素として位置づけられるものとして認識をしておりました。しかし、現在公民館は地域コミュニティ施設として分類され、所管は住民課で整備計画中でございます。どの時点で公民館と研修会館が、別の分類に位置づけられたのか伺うとともに、教育委員会所管の社会教育系施設の研修会館等々と図書館の中分類から小分類では、図書館と生涯学習センターとして分けられております。研修会館と生涯学習センターとは別のものと考えて整備されるのかをお伺いしたいと思います。

次に、高齢化社会を迎えまして、自治会活動や相談会、ふれあいなど、地域のお年寄りが寄り添う場所の確保が必要になってきていると感じております。行政機関施設では休館日や利用時間の制限がございまして、自治会の緊急な打ち合わせには使用は困難となっております。現在、町内各地に空き家が存在しておりますけれども、その利活用を図るうえで、地域コミュニティ施設として整備したらどうかと考えますが、町長のご見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員の一般質問にお答えいたします。

まず、公共施設の管理についてでございます。公共施設等総合管理計画については、平成29年3月に策定いたしました。学校や福祉施設、町営住宅など、住民サービスの向上と地域振興を図るため、これまでさまざまな公共施設を整備したところではありますが、年数の経過による維持補修や更新などに係る課題を踏まえ、計画したものでございます。

厳しい財政状況のほか、人口減少、少子高齢化等、施設の利用需要が変化していくことも見込まれるため、長期的な視点で計画的に更新、廃止等を行うとともに、財政負担の軽減を平準化、時代に即したまちづくりを推進することとしています。

本計画における地域コミュニティ施設の有形固定資産減価償却率に関するご質問につきましては、この割合は国の算定ルールに基づきまして減価償却の累計額を取得価格で割った率となります。つまり、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるかをあらわすものであり、100%のうち100%に近いほど償却が進んでいるということになります。この分類の対象となる施設は、各地区の公民館、会館などでございますが、そのほとんどが耐用年数を既に超過しているため93.2%と高い割合となっているところであり、町内全体の地域コミュニティ施設につきましては、老朽化が進んでいるところでございます。

次に建築系公共施設の管理状況に関するご質問でございますけれども、教育福祉センターの管理につきましては、それぞれ施設を所管する担当課が行うほか、指定管理者制度を活用するなどして、適切な管理と利用者の利便向上に努めております。日常の確認はもとより設備の保守点検を実施するほか、適宜改修などを行い、安全性の確保に努めております。

修繕等に対しましては、基本的には議員おっしゃられるように耐用年数に応じた修繕を行っていくということを基本としているところでありますが、やはり突発的な修繕というものがどうしても発生している状況にありますので、その際には適宜対応させていただいているところであります。

また、施設によっては、災害時の避難場所としての活用がありますことから、必要に応じ関係機関と協議連携するなどして対応に当たっているところであります。

次に、管理の在り方に対してご質問をちょうだいいたしました。施設を一元的に管理する部署を設けることにより、管理運営の効率化やコスト縮減の効果などが考えられるところではありますが、現状においては各所管課がその管理を担っているところでございます。公共施設につきましては、さまざまな利用目的に応じて数多くの施設を保有しています。多様なニーズを把握し、状況に応じて適宜柔軟な対応が必要となりますことから、業務の関連性を重視し、所管する部署において管理していくことが適切であるとそうように考えているところであります。

次に、2項目のご質問であります空き家を活用した地域コミュニティ施設を整備についてであります。

大空町内の町民会館は東藻琴地区で14会館、女満別地区が12会館の合計

26 会館が設置されています。建設当初は社会教育法に基づく公民館として整備してまいりました。大空町に合併後の平成22年になりますが、合併前の旧東藻琴村は、さきに公民館から地域の各種住民活動や生活改善活動など、地域社会の発展と生活文化の向上に資することを目的とした町民会館に位置づけを変更していましたので、これに合わせるように、女満別地区の公民館も名称はそのまま、町民会館の位置づけに改めた経過にあります。女満別の市街地には町民会館がない状況にあります。従前より研修会館、地域振興会館、老人福祉センターさらには学校開放事業を実施している女満別小学校など使用できる公共施設があり、これらの施設を活用していただいているところが現状であります。

議員のご質問にあります町内に散在する空き家を地域コミュニティ施設として整備してはどうかということですが、空き屋を取得するのか借り上げるのか、また、地域に貸し付けるとなれば維持管理費をどうするのかといった、そういったさまざまな課題が考えられます。高齢者が気軽に集まりお茶会などに憩いの場を提供するという趣旨は十分理解するところではありますが、今の厳しい財政状況を踏まえ、これまで同様、公共施設の利用を第1にお願いするところであり、ご理解いただければと思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 岩原議員からの一般質問に対し、教育委員会所管についてお答えいたします。

女満別研修会館は主に文化活動の拠点施設として、また、市街地のコミュニティ施設としての役割を担っており、町民にとって重要な施設となっています。女満別研修会館の利用の実態は、ことぶき大学の各クラブのほか、自治会活動、各種会議、健康診査など、利用の内容は多岐にわたっております。

令和3年度の利用者は約1万8,000人でしたが、コロナ前は一年間に約2万5,000人前後の利用があり、町民の生涯学習の支援やコミュニティの場として欠かすことができない施設であります。

研修会館は昭和47年度に建設されており、約50年が経過しており経年劣化による老朽化が進んでおります。令和3年度に計画された公共施設等総合管理計画の個別施設実施計画の中で、研修会館については2026年から2035年の第2期において施設の建設を計画することとなっております。地域住民が活動できる機能を盛り込んだ施設を検討してまいりたいと思います。

以上、1回目のご答弁といたします。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 第1回のご答弁ありがとうございます。最初の地域コミュニティ施設の償却率93.2%、いわゆる100%に近くなると老朽化になるという数字のもとでございました。それについてはよくわかりますけども、その部分で、

この計画書の中では色々とこれから建替えしようとする場合のいろんな積算方法ですとかが記載されておりますけれども、私懸念しているのは本当にこのこういった部分で行ったときに、公共施設の中の集会室、会館等とのことについて、お金が本当にいくらぐらい掛かるのかなってことを実はすごく心配しておりました。そういう部分で統廃合ということまで考えているのか、今後の計画としてそういったことも必ず散在する、その地域に必要とされている施設であっても、これから財政的な部分で考えたときにやむを得ずその分については、これから人口減少もございますし、そういったことで統合とか、そういうことをされながら計画されていくおつもりなのかどうかということをお聞きしたいのでよろしく願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 現行の公共施設総合管理計画等におきましては、基本的にはその時点において、存続させていく、統廃合していく、廃止する、そういったものを踏まえて計画を立てたものでございます。したがって、今の公共施設総合管理計画に掲載されているものについては、当然、再度建設するというような物については、それが統合とかではなく建設し、またこれからも地域のために活用していくことが望ましいという判断のもとで作った物でございます。ただ、これから先の将来において人口がどのようになるのか、地域がどのようになるのか、そういったことによっては地域コミュニティ施設のみならず、他の施設にも言えるところでありますけれども、統廃合や廃止というものは当然念頭に入れていかなければならない、そのように認識しているところであります。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。前向きに、今の規制にとらわれずに整理していくといった考え方も必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

修繕費については順次、災害等々が起こった部分については、その都度付けておりますけれども、この修繕費の中には先ほど答弁いただきましたが、指定管理制度の中の指定管理者との修繕の割合部分が多分あると思うんです。その中で特にお話聞かれていますのは、修繕費の中で大規模修繕、小規模修繕の中で指定管理者のほうでどこまでの部分っていう修繕が、大まかにその金額的には幾らくらいは決められているやに聞いているのですけれども、本当にその状況下においてスムーズに、この修繕はの場合施設の部分で付けていただけたらと思うんですけれども、また、そういう部分ではよろしく願いしたいと思います。これはもう当然直すべきところは直さなきゃいけない管理状況はそうなると思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほどのデータ化の一元管理でございます。確かに町長おっしゃるようにはそれは理解いたします。ただ、私もちょっと経験があるんですけれども、例えば、屋根の防水工事を新年度予算に間に合わせたいと言ったときに、担当部署の皆

さんは多分建設課にその査定内容を出してもらうようにお願いします。ところが建設課の担当職員も忙しいですから、自分とこの所管している建物についての修繕費の積算については、事務屋はなかなかできなくて建築技師にお願いをしなければいけないと思います。そうすると時間がなくて予算計上されなかったということが多少はあるように私は聞いております。そうしますとなかなか、建物のその年に修繕していればよかったものが、漏水とかいろんなことで建物いわゆるそのこの計画で1番先に言っている建物の長寿命化にどう繋げていくかということが、よく阻害されるような点があると思います。

例えば施設の保存、保全化など国はこういう形で持っております。そうしますと、そのものもデータ化すると、この建物が何年に一度塗装かけなきゃいけないとか、屋上の防水をしなければいけない時期に来ているとか、このデータの集約ができると私は思います。ですから、そういった部分で非常に職員の忙しい中でそういった掛かる経費の積算までどうしていくかという部分については非常に皆さん悩んでおられると思うんですね。先ほど町長もおっしゃったこの計画においての建築物は長寿命化することで、工事費を平準化するという目的を持って、この計画が出されているのであるならば、私はやはり一元的に管理をしていくべきだというふうに考えますが、再度お答えお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず施設の統廃合については、これからやはり人口というのはどうしても縮小になっていくという中で、きちんと適時適切に統廃合についてはきちんと検討して、そこは重ねてまいりたいというふうに考えております。

指定管理施設等の修繕でございますけども、これについては10万円を超えるものについては、担当する町と協議のうえで行うということになっておりまして、基本、指定管理施設にお願いしているのは10万円以下の小規模な修繕ということでお願いしているのではないかなと、そのように認識しているところであります。

また、管理の一元化、一つの課で施設全体を見るということも確かにあろうかと思います。ただ、建設課に修繕等積算してもらうという部分については、特に一元管理をするから、あるいは所管課で完了するからというのは、余り私は影響がないのかなと思っております。それよりは所管課が管理することによって、利用者の実態を的確に確認、把握でき、施設改修に係る補助制度など有効な財源の確保におきましてもスムーズな対応が可能になるのではないかと、逆に所管課が管理していることのメリットのほうが大きいのではないかなと、そのように考えております。建物の更新などにつきましても、これについては、全庁的な検討を行うなど、他の部署とも連携した中で対応しているところであります。

引き続き、安心安全で質の高い施設サービスの提供と、適切な管理運営に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6 番。ありがとうございます。施設が多ければ多いほど大変な管理項目なのかなというふうにあるところからご質問をさせていただきました。確かに現場主義で行ったほうが施設の管理もできやすいと私も理解するところですが、将来的に向けてまたこういうことも検討していただければと思います。

それから、第2項目の教育委員会所管の社会教育施設の研修会館の部分で、確かに前回のご答弁と一緒に、26年から35年の間の建替えということは承知しているところですが、ただ、この中で私、先ほどお聞きしたのは、この計画の中に位置づけられている社会教育系施設という中に、研修会館等というのは、いわゆるその伝承館とか研修会館も含まれています。もう一つは図書館の中に、図書館と生涯学習センターという二つの建物の項目があるんですけども、これは別の物として考えてよろしいのか、もう一度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 はい、ただいまのご質問にお答えします。

確かに社会教育施設多岐にわたってありますが、研修会館、図書館は別なものとして考えております。生涯学習施設としては別物として考えて今後取り進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 もう一つすみません。現在も図書館と生涯学習センターというのは建物二つあることになっているのですけれども、図書館はわかるのですが、今現在、生涯学習センターというのは何処のことを指していますか。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 生涯学習センターにつきましては、東藻琴の施設のことを言います。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、分かりました。すいませんありがとうございました。よく分かりました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

最後ですが地域コミュニティ会館の部分でございます。いわゆる地域コミュニティについて私は、前回このお話があったときに公共施設等の許容範囲内と言いますか距離ですね。例えば、研修会館ですと1.5から2キロ圏域内とか、市街地区においてはこうだという部分について説明を受けていました。先程同

僚議員からご質問ありましたけども、お年寄りが免許証を返納したとかですね、そういった場合について、地域の集会とか相談事に車がないとなかなか行けないお年寄りが実は増えてきているというようなこともあります。

地域コミュニティというのは、まさにその地域の住民が生活している場所でありまして、その買い物したら消費する、あるいは労働する、教育、相談、衛生、医療、遊び、スポーツですとか、あるいは芸能関係でカラオケ何かを部分でやっているという、その地域の中にかかわりのある、お互い中年層の交流が行われている地域社会を指すものだだと考えれば、いわゆるまさにその気楽に歩いて簡単に行ける。研修会館へ行って皆とカラオケやりたいんだけど、実はそこまで足はないし、なかなか行けないということになれば、そういった小さなことを町が整備しなくても、自治会の活動中で何かそういう施設を自治会で持たれていくような、そういう方策もあるんじゃないか思います。そこにはいわゆるその自治ですから自分達の活動する拠点は、やっぱりそこに持っていくと。あるいはそこは地域が、お互いが支え合う社会を、これから自治会の活動自体がもうちょっとみんなで考えていきながらやる方法が生まれてくるんじゃないかなというような部分です。それがありました。その地域が生まれれば、隣との地域ともまたかかわりを持って、活動ができたりとか、段々輪が広がってくるのです。そういう感覚を私は持っているものですから、できればそういった部分で何か考えられないかなということがありまして、この自治会の活動の中もそうだと思うんですけども、そういった部分でご答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 地域コミュニティ、自治会活動の中でそれぞれ農村部あるいは東藻琴地区のようにそれぞれの自治会、地域で自治会活動ができる拠点があるということは、確かにそれにこしたことはないのかなと思っております。ただ、女満別地区は永らく研修会館や老人福祉センター、そういったところを活用されながら自治会活動の場に活用したり、地域コミュニティの醸成であったり、そういったものに使用してきたという歴史があるのではないかなと私もっております。

先ほどの公共施設の統廃合の議論にもちょっとつながるのかもしれませんが、やはり確かに高齢になって、歩くのが厳しいというようなお声があるのも事実かなと思っておりますけども、やはり今のこの現状の中で、新たにそれぞれの自治会において施設を設けるということは厳しいところでありまして、それが先ほど議員言われた空き家を活用して、そういった活動の拠点にできるかということについては、できなくはないかなとは思っております。

ただ、先ほども申しましたような、買うのか、借りるのか、中の整備をどうするのか、今後その拠点の維持管理はどうしていくのかということで、さまざまな課題もあるのではないかなと思います。そういった課題が多くなって、後々そういった施設を維持できないということにもなってくるかと思っておりますので、そういった活動の拠点については、今の私の中ではまだまだちょっと検討

するところまで至っていないというところでございます。これから、先ほど申しました研修会館、老人福祉センターについては防災センターのほうにその機能が多少なりとも行くのかなと思っておりますので、そういったものなど町にある施設を有効に活用いただいた中で、地域コミュニティの醸成を図っていただければと、そのように思っているところであります。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 6 番。公共施設等総合管理計画を読めば読むほど、本当に町長の苦労が目の当たりにする感じでして、今ご答弁頂いたように、本当に町の財政を担っていく中で一番のその部分には、建物に掛かる費用だという事は私も理解しております。ただその中で、お金がなくても何か形として今後進めることができるんじゃないかなという事もございまして質問させていただきました。それによって一つずつ各自治会の方とも、そんな形の中でも動きが出てくればいいのかなと思っております。

今後とも、どうか目を傾けていただきたいのと、ご支援があればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 先ほどの岩原議員のほうから施設から半径 1.5 キロと言ったようなお話がありました。今、町で所有しているそういったコミュニティ施設から 1.5 キロはずれている所がどういった地域があって、そこにどういう方々が暮らされていてというところもきちっと把握して、地域の検討も踏まえながら、さまざまな検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 これにて、岩原繁議員の一般質問を終わります。
ここで昼食のため休憩します。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午後 0 時 10 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 5、一般質問を続けけます。
次に 3 番、福田淳一議員の一般質問を許します。

◇福田議員 令和 4 年第 4 回定例会通告に従いまして、合宿誘致事業の今後に向けてと質問させていただきます。

現在の合宿誘致については、新型コロナのまん延に伴い、ここ 2 年ほどはほぼ全ての事業が実行されていないのが現状です。特にスポーツ合宿は宿泊施設

が大人数の受け入れ確保ができない、食事が個別には提供できない、感染防止対策を重視しなくてはならないなど、色々な課題があることは理解しています。

今後の事業継続には感染対策の取り組みが必然であり、実行委員会が是非の判断をできるとは思いません。町において緩和、見直しなど適時判断をしていく必要があるのではないかと思います。今後の取り組みについてどのように考えているのか伺います。

また、現状の合宿誘致の取り組みは、合宿に来られる関係者との個人的なつながりによるところが大きい状況ですが、将来的にも持続していくような取り組みとなるように対応を検討される必要があると思います。

また、合宿に必要な施設の充実や遊休施設の利用方策の検討、さらには宿泊施設が限られている現状をどのように補って、今後の合宿誘致事業に取り組まれる考えなのかを伺います。

以上、一回目の質問といたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 福田議員からの一般質問にお答えいたします。

令和2年度、令和3年度の2年間は、感染拡大防止の観点から全ての受け入れを中止いたしました。

今年度は、教育文化合宿実行委員会において、新型コロナウイルス感染対策ガイドラインを策定し、合宿を受入れすることといたしました。ガイドライン内容は、感染症拡大防止のため、合宿実施1週間前からの健康管理、合宿中の健康管理、宿泊、食事において十分な感染防止対策を講じることができること。活動中は、それぞれの競技等におけるガイドラインに基づき活動することを条件として受け入れることとし、今年度は2団体が大空町で合宿を実施いたしました。

一つ目は、バレーボール合宿で、8月26日から28日まで、札幌山の手高等学校女子バレー部24名が東藻琴B&G海洋センターにおいて合宿を実施し、期間中に町内バレーボール少年団2チームと町内中学生を対象にバレーボールクリニックを実施しました。宿泊につきましてはノンキーランドひがしもことに宿泊しました。

二つ目は文化合宿になりますが、合唱の合宿で9月12日から15日まで、玉川大学梅沢ゼミ8名が合宿を実施し、両地区認定こども園において訪問演奏、道の駅メルヘンの丘前庭で野外演奏会を実施しました。宿泊につきましては、ホテル山水に宿泊いたしました。

合宿の受け入れ体制は、それぞれの種目ごとに実行委員会が組織されています。実行委員会では、合宿期間の日程や使用施設、合宿中の事業計画など合宿の相手先と調整するとともに、合宿期間中の対応など、実行委員会内の役割分担をしながら受け入れています。

新規の団体を誘致する際は、個人的な繋がりをきっかけに誘致を進めることが多く、結果的にそのつながり頼りになっていることもあります。

今後は、それぞれの実行委員会と連携はもちろん、合宿の相手先とも情報交換を密にし、持続して勧誘できる、誘致できるよう努めてまいりたいと思います。

続いて、施設についてお答えいたします。

本町の主なスポーツ施設は、体育館がゲートボールセンター、両地区B & G 海洋センターの3施設、武道館が1施設、相撲場が1施設、野外は野球場が1施設、多目的グラウンドが2施設あり、合宿を誘致する際には、それらの施設で合宿が可能な競技に限られてしまいます。さらに施設の老朽化や施設規模も示した中で誘致することになります。合宿の相手先のニーズに対応することも合宿誘致には欠かせない要素であると考えておりますので、適宜に対応してまいりたいと考えております。

また、宿泊施設については、現在町内において合宿の受け入れ可能な宿泊施設は、ホテル山水と道の駅ノンキーランドひがしもことの2施設となっており、ホテル山水の収容人数は約70人、ノンキーランドひがしもことは約60人となっております。一般の宿泊客との兼ね合いもあり、確保に苦慮するところでもあります。以前には、豊住交流センターや相撲場などの公共施設を宿泊場所として合宿の受け入れを行っている経過あります。

今後は、感染状況を注視し、感染状況によってガイドラインを見直すとともに、宿泊施設や公共施設の活用を含め宿泊場所の確保に努め、交流人口の拡大を図るために教育文化合宿事業を推進してまいりたいと思います。

以上、一回目のご答弁といたします。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 3番。コロナ禍における現状の合宿誘致事業の取り組みについては理解しているつもりです。それぞれの実行委員会が組織され、合宿期間の日程調整や使用する施設の手配など何かとご苦勞の多い状況だと思います。

教育委員会には、今後もそれぞれの実行委員会の連携を密にさせていただき、お互いの立場での相違がないように、合宿の相手先の思いやニーズにできるだけ対応していただきたいと思います。

また、できるだけ地元で宿泊していただくことを希望しますが、限られた宿泊施設だけの利用では厳しい状況にあります。近隣市町や遊休公共施設に宿泊いただくこともやむを得ないと思います。

全国でも上位クラスの技術やプレーが身近で見られることはめったにないことで、貴重なことでワクワクする気持ちを高め、興味、関心を持つことがこの合宿誘致に大切だと思います。合宿事業が将来にわたり継続できるよう引き続き努力をお願いしたいと考えますが、再度今後の将来的な合宿の展望について、どの様に取り組んでいくのか伺います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまのご質問にお答えします。

限られた施設の中で受け入れることが可能な種目であれば、大空町のスポーツ振興及び競技力の向上を図るためにもスポーツ少年団や競技団体、愛好者と調整を図りながら、受入れについて検討し、関係人口の増加に努めてまいりたいと思います。

また、現状では個人の繋がりに頼っているところもあり、繋がりが絶えることなく継続的に展開するためにも合宿担当者を複数体制とするなど、持続して支援できる体制を構築してまいりたいと思います。

以上ご答弁いたします。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

○福田議員 はい、3番。大空町にとっても合宿誘致事業は大変有意義なことだと思います。各地から、人と人との繋がりで大空町に来ていただき、この地の町並みや雰囲気を感じて戻られる貴重な体験をされる場所だと思います。まちづくりにも大きな意味を持つ大切な事業の一つとして考えていただくようお願いいたします。

また、最後に合宿誘致事業に限らず、教育行政全般にわたり関谷教育長の手腕が発揮されることを期待いたしまして質問を終わります。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 教育委員会といたしましては、今後も実行委員会、サークル等と連携しながら、スポーツ、芸術文化等の普及推進、レベルアップ及び健康で生き生きとした生活を創出し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これにて福田淳一議員の一般質問を終わります。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、大泉知功議員の一般質問を許します。

◇大泉議員 令和4年第4回定例会一般質問を通告に従ってさせていただきます。

不用品のリユースについて。1960年代の高度経済成長以降、大量生産、大量消費の生活習慣が根付き、私たちは多くのごみを排出し、今では、地球環境に大きな負担となっています。

大空町でも、ごみの排出削減や減量化対策等として、町民への啓発やさまざまな施策に取り組んでいるところですが、3R、リデュース、リユース、リサイクルのうち、リユースについてお伺いします。

リユースは生活の中で必要として購入したものを大切に使用しつつ、不用となったときにすぐには捨てず、繰り返し使用し、資源のむだ遣いを減らす取り組みですが、シャンプーやボディーソープ、台所洗剤などのボトルに詰替え製品を購入して何度も使用するなど、普段の生活の多くの場面でリユースが行わ

れています。

11月に総務厚生常任委員会の道外視察で、町内のリサイクル率が約82%と全国有数の実績がある徳島県上勝町を訪問しました。物をいらない人、物を欲しい人を町のリサイクルセンターにてマッチングをして、積極的にリサイクルに取り組まれています。

本町も上勝町のようなリサイクル率の取り組みまでは、なかなか難しいと思いますが、次の2点について伺います。

(1) 大空町では、ごみのリユースに関してリサイクル率を上げるための対策等について何か検討されていますか。

(2) リユースするにあたり、インターネットアプリを利用することも考えられますが、インターネットを利用できない方、収集、運搬が困難な方などへの対応はどのように考えているか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉議員からの一般質問にお答えいたします。

当町の廃棄物の処理につきましては、燃やすごみは焼却処理施設に、生ごみは津別町の堆肥製造施設へ、また、プラスチックや紙類などのリサイクルできる物はリサイクルセンターで集積、分別、再資源化施設に移送しており、それ以外のごみは最終処分場で埋め立てしています。

令和3年度のリサイクル率は44.8%となっており、令和2年度の実績では、全国平均などと比較しますと、当町のリサイクル率は40.8%で全国平均が20.0%、全道平均で23.4%と、かなり高いリサイクル率となっています。これも町民皆様が廃棄物の減量及びリサイクルに対してご理解とご協力をいただいている結果であり、大変感謝申し上げますところであります。

ごみと言いますが、不用品と言うほうがふさわしいのかもしれませんが。物をいらない人から物を欲しい人へ、資源をリユースするリサイクル率をさらに向上させるための対策については、ごみ資源としてリユースできるものは、ソファであったり、椅子、学習机、箆笥などの粗大ごみに多く含まれているのではないかと、そのように思っております。

現状は粗大ごみのほとんどを破砕して埋め立てしていますが、議員の言われるリユースできれば、埋め立て量の減量化にもつながっていくことになると、そのように思います。

現在行っている対策としましては、倒木や支障木など、伐採された樹木につきましては、令和2年度から細い枝を除いて薪材として無料で配布しています。また、近年CMで見かける機会が多くなりましたが地元の情報掲示板としての機能を持ち、物が欲しい人と物がいらない人、そういった方々をつなぐ仕組みづくりを展開している企業などがあり、自治体が協定を締結して実施しているということが可能であり、そういった自治体もあるところであります。

当町におきましても、また使えるのにごみとして排出される不要な物のリユースを促進し、埋め立て量の減量化を図るため、そうした企業との協定の締結

に向けて現在事務を進めているところであります。

次に、高齢者などインターネットを利用できない方、収集運搬が困難な方などへの対応についてであります。情報の収集提供については、広報やそらナビなどのさまざまな媒体を活用することとなりますが、いらないものと、欲しいものを収集運搬については、方法や集積する場所の確保、フリーマーケットの様なものを交換する機会作りなど課題がありますので、今後の仕組み作りについては検討を進めたい、そのように考えているところであります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 1番。ソファ、椅子、箆、学習機などの破砕するごみをリユースできるようにと、今、考えていただいているということなのですが、もしこれ実施するとしたら、来年度とか再来年とか、具体的に数字が出たりしますでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 先ほどの申しました企業とそういった、いらない物、欲しい人、そういったところを繋ぐ仕組みにつきましては、来年の1月、2月ぐらいに締結をする様に事務を進めているところでございます。協定締結をいたしましたら、ニーズの把握に努め、その部分で有効活用を図っていきたいとそうように考えております。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 1番。来年の1月、2月には締結されて、これからどんどんといらない物、また不用な物、その人にとっては必要でない物がリユースされてどんどん回っていくのかな、それでリサイクル率がどんどん上るのじゃないかなと思います。ありがとうございます。

(2) リユースにあたりということで、このインターネットアプリ等で回収できない、持って行けなかったらどうするのですかという話だったのですが、実は上勝町、視察に行った所は収集車が走らないことで有名でございます。元々この上勝町は1カ所にすべて燃えるゴミとして投げていた。冷蔵庫も電子レンジも自転車も何もかも要らないものはそこに投げて燃やしていて、年から年中、火がくすぶっている状態だった。そこから全国2位となるリサイクル率82%になるような取り組みにどんどんやって行けたというのは、やっぱり1カ所に1,500人程の町民が皆様こう一カ所にゴミを持って行くという習慣があったからというものの、結構大きな要因ではあると思うのですが、その中でもやっぱり持ってこられない方が居て、1カ月に何回か職員の方が顔を見ながら、お話をしながら、元気でした、どうでしたかという話をしながらゴミをリサイクルする物も集めたりするそうなのです。このようなサポートに

関しては、どのようにお考えでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大型のゴミをどのように出すかというところの仕組みだとかについては、これから検討するようなことになろうかと思えますけども、仮に今の粗大ゴミについては、週に1回程度収集に来ていただけたらと思います。そういった収集に来ていただいて、収集の家の前までは本人の力で出していただかなければなりませんけども、そうやって出したものをそれらが一度廃棄処分場に持って行く事になりますので、そこで仮に委託を受けている企業のほうで、これはまだ使えそうだなということがあれば、そういった情報を町民の皆さんにお知らせして、必要な方についてはご提供するだとか、そういったマッチングの仕方ということも考えられるのかなとは思っております。いずれにしても高齢で車の無い方に、重たい物がある特定の場所まで持って行ってくださいというようなことにはならないかなと思いますので、そういった仕組みを含めて、今後検討していきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 1番。ゴミの問題につきましては、永遠と続く、自分たちの子どもたちの代も皆続いていく問題で、町が積極的にお話を聞いていただけるのはありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 どうしても生活をして行くうえで出さなければならないゴミというのは当然ありますし、議員が冒頭でおっしゃられたように大量に生産されたものを大量に消費していくと、そういうようなこともいまだ行われているところであるのかなと思います。そういったことで、本当にまだ使えるものがゴミみとして処分されるのではなく、それを有効にご活用出来る方に活用いただくというのが1番大切なのではないかなと思っております。

町内におきましても、女性部の方であったり、更正保護女性会であったり、フリーマーケットを行っていただいたりしています。私は教育委員会の職員であったときに女性部の活動の中で、ユーアイセールというものを何年間か行っていました。家庭で使わなくなった物を持って来ていただいて、持って来ていただいた時に女性部の役員が中を開いて、明らかにその衣類であれば汚れている物だとか、そういった物はお返しをして、綺麗な物だけとりあえずいただいてフリーマーケット、ユーアイセールという中で販売させていただきました。

当然販売して売れる物もあるのですが、それ以上になかなかマッチングというか購入されないものが結果として燃えるごみの袋に入れて、燃やさざる

を得ないというようなこともあります。

やはりきちんと使えるものは使っていくということは、これからのこのSDGsと言われている社会の中でも、ましてやカーボンニュートラルだとかと言われているこの時代の中で、そういったことは大切なことでありますので、そういったリユース、3Rでありますとか、今では4Rと言われてはいますが、そういった取り組みを町としてもこれからも積極的に展開してまいりたいとそうのように思いますので、ご理解そして、議員のほうからのご指導やご助言いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 令和4年第4回定例会において、通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかの質問された議員の方と質問の内容や説明が重なるところがありましたらご容赦をいただきたいと思います。

今回の質問は水資源の保全についてです。世界中では異常気象や環境汚染、人口増加により水不足が深刻となっており、世界各地で争奪戦が激化をしています。そのことから水資源の保全は大変に大切なことであります。

私達の住む北海道大空町の水資源は、森林を初めとする豊かな自然環境が持つ水源涵養機能により保たれており、安全で安心な生活や農林水産業を初めとした産業が健全な発展を遂げていく上で欠かすことができない、私たちの先人たちから引き継いだ貴重な財産であります。

ですがその一方で、近年水源周辺において利用目的が明らかでない大規模な土地取引の問題も全国各地で発生をしており、多くの市町村が懸念をしているところであります。そのようなことから、私たちの町の水源地の現状はどのようになっているのか、また、女満別地区の水質改善のために東藻琴地区で行われている新規水源調査についても、その後進展などはあるのか、併せて町長より伺いしたいと思います。

以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にお答えいたします。

1点目の大空町の水源地の現状についてでありますけれども、女満別地区では7カ所の井戸を使用し、東藻琴地区では2カ所の湧水を使用しています。

女満別地区の井戸は昭和地区に4カ所、大成地区に1カ所、開陽地区に2カ所あります。周辺の状況といたしましては、昭和地区にあります4カ所以外はほとんどが農地となっております。

水源の水質に関しては、昭和地区の4カ所の井戸のうち2カ所の井戸は、鉄、マンガンの成分が非常に強く浄水処理に多くの薬品が必要となっております。また他の2カ所については比較的良質な水質ですが、急速ろ過方式と言う

浄水処理を実施しています。大成地区の井戸については、鉄、マンガンの成分が若干含まれており、昭和地区と同様に急速ろ過方式により浄水処理を実施しています。開陽地区の2カ所の井戸は全て非常に良好な水質で、塩素滅菌処理のみで配水しています。

東藻琴地区の湧水については、末広地区と山園地区にあります。末広地区の湧水は町有林内にありますが、周辺は民有林に囲まれている状況となっているところであります。山園地区の湧水につきましては、国有林で取水しております。水源の水質状況ですが、2カ所の湧水とも非常に良好な水質で塩素滅菌のみで配水しています。

2点目の新規水源調査債につきましては、女満別地区の水道水の水質改善を図るため、東藻琴地区の水質が良好な湧水を女満別地区に引込むことができないかということで、平成26年から調査を初め、湧水量や水質などを観測していたものであります。

昨年6月から今年の1月まで用地交渉を行っておりましたが、町が考えている単価と土地所有者が考えている単価に大きな乖離がありまして、合意に至ることが困難と判断し、現在交渉を中断している状況にあります。

また、これとは別に網走市の水道水源が東藻琴地区にありますので、網走市の水源から水の供給が可能なかどうかについて、網走市と意見交換、勉強会を続けているところであります。

以上、上地議員の質問に対する1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 再質問をさせていただきたいと思います。

町長より、水源地の現状についてお聞かせをいただきました。女満別が7カ所、東藻琴が2カ所ということも聞いて、どうしても女満別地区の方についてはマンガン等が強く、急速ろ過を行っているということもお聞かせをいただきました。あと2カ所は水質、比較的で良いということで、塩素滅菌ってこともお聞きもしました。

あと東藻琴については、末広、山園地区ということで、こちらも水質、水源が良いということで、塩素滅菌で大丈夫ということもお聞きしましたが、その中で心配するのが山園のほうは国有林とかあるので囲まれているということですが、末広地区は民有林もあるということでございました。そんな中で心配してるのは、さきに水源地のことを触れたんですが、北海道においては水源地の保全条例で危機的状況ということであって条例を制定しているんです。

北海道で平成24年から、よくニュースとか記事でも見られたこともあるかと思うんですが、海外資本等による森林の取得状況、平成24年から毎年調査を行って公表しております。令和3年12月現在の状況であります。面積としては3,153ヘクタール、そして所有者が260社という数字でございました。実際自治体によっては、すでに大きな土地を所有されているところもあるということもお聞きをしております。実際、農林水産省のページで市町村ほかのどこにも触れるので、そこは出しませんが出ております。

私は別に土地の売買とか悪いわけではないんですけど、やはり理由目的ぐらいいははっきりさせたいと。なによりも私たちの貴重な水源でございますから、やはり地区に保全地域を指定してほしい。

北海道に申請を行って審議会を経て、知事の判断で指定を行えるということでもありますし、それを行うと売買のときに3カ月前に届け出を出すんですね。理由とかに対して。そして場合によっては市町村が配慮すべき事項又は法令に尊重する事項については、直接北海道を通じて助言をすることができるとあります。

また、1番心配な日本の所有権。民法第207条であるように法令に反しない限り上下の土地の利用認められていると。森林の伐採は当然に有りますが、問題は地下水と温泉とか貴重な資源が採掘されてしまうんじゃないかと。また1番怖いのは環境汚染。やはり水の水源地、元栓でございますからそこが汚染してしまうと大変なことになる。あと私たちの町利用したい場合も、やはりしっかりと利用出来るようにしなければいけないと。そのように心配をしているところであります。

そのことについて改めて、町長の考えをお聞かせをいただきたい。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 議員のおっしゃるとおり水源というのは非常に貴重な財産、命の水でありますので、そのように認識しているところであります。

特に良好な、そして良質な水が得られる水源というものは、この現状の環境が将来世代にわたって引き継いでいく、引き継がなければならないものであるとそのように考えているところであります。

水源地周辺の土地につきましては、そのほとんどが農用地や森林整備計画の位置づけがなされた森林となっており、現状として直ちに無秩序な土地開発が行われる危険性、そういったものはそれほど高くはないのかなというふうに思っておりますけども、土地所有権の移転など事前に把握できない場合もあります。将来的なリスクにつながる可能性というものは否定できないのではないかとそのように考えております。

いずれにいたしましても、将来も町民皆さんの命の水でありますので、水源保全地域の指定、これは北海道の北海道水資源の保全に関する条例によるところの指定なのですが、それについて慎重に検討してまいりたいとそのように考えております。

ただ、北海道の条例の指定区域に大空町がなっても、こちらの条例も規制ができるというのではなく、やはり届出者への助言であったり、届け出義務違反に対する勧告であったり、それを守らない個人名あるいは企業名の公表といったところまでしか行っていない条例ですけども、ただ、こういった条例に位置づけていくということも大切なことではないかなと思っておりますので、この点については今後検討してまいりたいと考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇**上地議員** 改めて、再質問をさせていただきますが、条例のほう、北海道条例を通じてそれらも検討していただけるということでありましたが先ほど説明にもあったように、実際に東藻琴の水源を網走市も利用しているところということではありますが、やはり網走とも連携して北海道と協議をして、保全地域の指定なども検討していただきたいと思いますし、やはり水源地について改めて調査とか行うときも網走市なども入れて、それこそ財政的負担も少し軽減することができるのではないかと思います。

また、実際にオホーツクの総合振興局内3市町村ですね保全地域指定しています。網走市が東網走中園水源地のところ。斜里町が湧水で有名な雷雲地区、そして、置戸がちょっと保安林網走東部の組合の関係があるので、そこは森林とかも兼合いがあるのでなかなか難しいところあるんですが、そのように3カ所指定をされております。やはりほかの地域、近隣自治体とも連携して進めていただきたいと思いますと思いますが、改めてこのことについて考えていただけないかと。

あと早期にやっていただきたい理由としてはやはり円安です。海外資本にとっては買いやすい状況にあると。それに反比例して山林は価値が落ちているという段階でございます。このようなことから一刻も早く進めていただきたいと思いますと思いますが、最後にどの様にお考えか改めてお聞かせをいただきたい。

◇**議 長** 松川町長。

◇**町 長** 町の水源を北海道に指定していただくということに関して、網走市は既に議員おっしゃったとおり2カ所水源のところをこの北海道の水資源の条例において、指定していただいているんですけども、山園地区というか、実際に東藻琴山の湧水を活用した地域につきましては、これは指定を受けていないというふうに思っております。大空町として東藻琴地区の末広あるいは山園地区の現在の湧水の取水位置、そこをこれから保全地域に指定をいただくことに際しましては、特に山園地区については網走市とも連携し、網走市もその同じ山園地区の所で取水していますので共に新たに加えられるかどうか、そういったことも含めて検討してまいりたいと、そのように考えております。

◇**議 長** 9番、上地史隆議員

◇**上地議員** 山園地区、網走とも関わりがあるということでございますが、しっかりしていただくようお願いをしたいと思います。

また、先に言われたように貴重な財産でありますので次世代にしっかり水資源を残すことができるように取り組んでいただきたいと思います。そのようお願い申し上げ最初の質問は終了いたします。

続いて、2点目について改めてお聞きをしたいと思います。実際になぜ聞いたかといいますと、臨時会の補正の時にお聞きしたことがあって調査について。その際、土地の交渉者としてしっかりやれるのかと危惧をしていた覚えもあるので、実際交渉のほうはなかなか難しいだろうなど。説明の中でも一時中断とはいう

ふうにお聞きはしたんですけれども、今後も、やはり単価はなかなか合わないとしても、これから何かしらのそういうパイプというか、協議する場合は継続していく必要があるのではないかと。

そしてもう1点の網走市との関係も、今協議も行っているということでもありますので、しっかりこれも協議をして行っていただきたいと思います。

あと、水質が女満別地区一刻も早くいいもの、それこそ東藻琴湧水を飲むことができれば大変地域住民も喜ばれますし、ほかの議員の方も関心を持って何回か質問した経緯もありますし、しっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、やはり合併の象徴としてもう現在16年が経過し17年に入ろうとし、そのようなことから一刻も水のほう統一していただきたいのと、あと統一のおりには水道料金のほうが東藻琴地区、女満別地区違いがあるので、一般の基本料金8立方メートルが女満別地区が1,495円で1立方メートルは186円と。東藻琴地区が1,144円で136円だったと思いますが、そのようにまだ差異があるのでしっかり同じ水にして、ようやく合併したんだと。あとはさっき言ったように、価格の是正も今後しっかり検討していただきたいと思いますし、また、交渉とかも進展があった場合は議会にも図りながら進めていただきたいと思います。

以上、最後の質問とします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 新規水源の土地所有者との交渉につきましては、今後の可能性を残して現段階で中断しているということ。決して町として、その水源を諦めたわけではないということでご理解いただきますとともに、また今後の交渉のパイプというか、そういったところはしっかり残しておきたいと思っています。

ただ一方で議員おっしゃられるように、女満別地区の水質を何とか美味しい水を飲みたいと言うお声は当然私のところにも入ってございます。そういった中で考えていくこととして、網走市と協力しながら水をいただけないかということの協議を先ほど申しましたように勉強会という形で行わせていただいています。

当然、大空町の人口もそうですし、網走市にしても人口というのはこれからも減っていく、そういった中で水道施設というのを維持管理していくためには、やはり人口が減る中で1人当たりの負担を重くしていかなければこのままではなくなってきました。そういったことで協働して協力しながら実施して行くことが出来れば将来的な負担も少なくなりますし、いち早く新規水源で引っ張るよりも、網走市と協力することで早く美味しい水を届けることが出来るようになるのではないかとそのように考えております。これはなかなか網走市へお願いしているところがございますので、今後引き続き、勉強等行っていきたい、そのように考えております。

また、水道料金に関しましては、こちらは当然水質の改善にかかわらず給排

水審議会におきまして検討していただいている状況にあります。水道事業につきましては、下水道もそうですけども、令和6年度より公営企業会計となりますので、より一層効率的な事業運営が図れるように取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、これからもご指導ご助言をよろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に7番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和4年第4回定例会通告に従い一般質問を行いたいと思います。質問事項は大空町の30年後を見据えたまちづくりについてであります。

第2期大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略では、将来の人口展望において、近年の就業者数は15歳から29歳の若い世代の就業者数が減少し、就業者全体の高齢化も進んでおり、地域の活力低下も懸念され、生産年齢人口の減少は町民税や保険料などの減少につながる一方、老年年齢の増加は社会保障費の増加につながり、財政運営上、厳しさを増すことが示され、その人口減少対策の方向性としては、本町の特徴を踏まえながら、強みを生かし弱みを改善していくことで、効果的な人口減少対策を進めることとしています。

本年4月に大空町長選挙、大空町議会議員選挙が行われ、執行部側、議会側ともに新しい体制になりました。将来を見据えたまちづくりの実現に向けて、改めて町長の考え方及び方向性について伺いたいと思います。

質問の1点目といたしまして、若い世代が働く世代となって行く今後の30年に向けて、大空町が取り組むべき課題について伺います。

質問2点目、従業による流入超過となっている大空町において、人口減少対策を進める視点として、移住・定住の推進及び関係人口の増大について、現在の状況と課題について伺いたいと思います。

以上2点、町長より答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員からの一般質問にお答えしたいと思います。

5年に1度の国勢調査が令和2年10月1日を基準日として実施されました。令和2年国勢調査による大空町の人口は6,821人です。前回、平成27年国勢調査人口が7,360人、この5年間で539人、単年で言いますと年間約108人減少していることとなります。合併前年の平成17年の国勢調査人口が8,392人、平成27年までの10年間で1,032人、同じように単年約104人、大体年間100人超えるぐらいの人数の方が減っているということになっています。

平成27年10月より第1期の総合戦略、令和2年4月に第2期総合戦略を立て、各種施策に取り組んでおりますが人口減少に歯止めをかけることが出来

ていないというのが正直な感想であります。

国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研による平成27年国勢調査結果を基準とした平成30年将来推定人口によりますと、大空町の2040年人口は5,138人、2045年には人口が4,701人、この後の推計値は社人研での推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計した数字で2050年令和32年は人口4,279人、2060年、令和で申しますと令和42年の人口は3,501人になると推計しております。

令和4年4月の大空町の住民基本台帳上の総人口は6,814人です。直近の国勢調査と比較いたしますとこの2年間ではわずか7人、単年で見ると年間約4人程度減少していることになります。第2期総合戦略で掲げた大空町が目指す令和2年将来人口6,925人を既に下回ってしまったものの、令和7年度将来人口は6,472人でありますので、この2年間は減少幅も少なく、これまでのさまざまな取り組みが多少なりとも効果が現れたのではないかとそのように考えているところであります。

地方創生の取り組みにつきましては、人口減少対策が全てであるとは考えておりません。大空町の基盤である農業の振興であるとか、あるいは福祉施策の充実、そして何よりも教育の充実、そういったさまざまな対策を柔軟に、社会情勢に合わせながら、対応しながら大空町総合計画並びに総合戦略を確実にそして着実に推進してまいりたいと、そのように考えているところであります。

続きまして、移住・定住の推進、関係人口の増大についてであります。

移住定住の推進に当たりましては、従来各部署で行っていた業務を集約し、令和2年度ワンストップ窓口となる移住・定住支援室を設置いたしました。年々家族形態の多様化や相談内容が複雑化しており、支援室を中心として各課横断による相談対応を行っております。コロナ過で思うように行かない部分もありましたが、オンライン相談に取り組むなど可能な限りの活動を地道に進めてきた結果、移住の相談件数は年々ふえている状況にあります。今年度の移住者数は現時点で昨年度を上回るなど、見える成果として少しずつで現れているのではないかとそのように捉えているところであります。

また、移住・定住支援策として、空き家へ住み替えた際の助成や住宅建設にかかる費用の一部助成など各種助成制度の充実を図ってきたことも、移住者数の増加を後押ししたものではないかとそのように考えております。

一方で空き家バンク、移住された方々が入居される、そういった候補にもなります空き家バンクの運用状況についてであります。登録物件数がなかなか確保できず、移住相談者の増加に対し供給量が追いつかないというそのような状況になっております。引き続き町内にある空き家の把握と所有者への周知を進め、移住者の選択肢を広げるとともに、空き家の有効活用を図っていききたいと考えております。

本町は自然環境に恵まれ、また空港所在の町という優位な立地であることから、関東中心に移住や二拠点の居住先として、大空町を希望される方が多くなっております。

一方で、空港のある町としての強みをまだまだ十分には生かし切れておらず、日中に比べ夜間の滞在人口が少ない、通過型の観光地となっているのが現状で

あります。そうした課題を解消するため、観光振興を図り交流人口増大させるとともに、さらにもう一步踏み込んで、より地域の関心を持つ関係人口をふやす取り組みを進めることが移住、そしてその先の定住促進のために大変重要なことであるそのように考えております。引き続き住相談者への丁寧なサポートを初め、住む場所、働く場所といった生活に必要な拠点づくりの支援を継続しますとともに、今後は交流人口、最終的な定住と結びつける関係人口の創出のための取り組みを重点施策として進めてまいりたい、そのように考えております。

なお、移住等にかかる具体的な実績等については、担当のほうから答弁させていただきます。

以上、私の1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 私からは移住相談等の現状と課題、実績等についてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、移住相談件数の推移であります。令和2年度、当室が出来た時から比較させていただきたいと思いますが、令和2年度26件、令和3年度は前年比16件増の42件、令和4年度につきましては現段階で前年度17件増の59件の移住相談件数をいただいております。それに伴います移住件数、移住者数でございます。令和2年度は2件2名でした。令和3年度につきましては17件増30名増の19件の32名ということです。令和4年度今日現在で18件35名、去年を上回る移住者数となっております。

次に、移住に関わるお試し暮らしについての実績でございます。コロナ過で受け入れを一部中止した期間がございますが、令和2年度についてはコロナ過で受け入れを中止してございます。令和3年度については、2件4名の受け入れをしてございます。令和4年度8件12名、これは12月14日現在でございますが、8件12名のお試し暮らしの受け入れとなっております。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、定住促進という観点から実施しております住替え促進事業の実績でございます。令和2年度につきましては、購入4件、購入改修6件、賃貸1件の実績。令和3年度につきましては、住替え購入が5件、購入して改修した件数が7件、買主に対する助成が1件、賃貸が4件。令和4年度につきましては、購入が3件、購入改修したものが8件、購入して1年以上たって1年以内に改修したものが1件、賃貸が3件ということになってございます。

定住促進助成ということで、令和3年度から実施しております新築住宅準備、継続就業自動車取得、免許取得等の助成の件数でございますが、令和3年度については、新築の助成が8件、住宅準備が12件、継続就業自動車取得、免許については実績ゼロということでございますが、令和4年度については新築が現段階で11件、住宅準備の引っ越し等の費用に係る助成が12件、継続就業1年以上同じところに勤務する者に対する助成が4件、自動車取得が1件、免許についてはゼロ件ですが今後助成の支出の見込みがございます。

続きまして、空き家バンクについてです。登録件数が横ばいで大体令和2年度が20件、3年度が20件、令和4年度については11月末現在で18件となっております。その利用希望者がそれぞれ20件、21件、令和4年のにつきましては37件ということで、マッチング状況ですが、買い取りが16件、賃貸が8件ということで、それなりに動いてございます。傾向としまして言えますことは横ばいの登録物件でございますが、なかなか移住相談の件数の中に空き家の利用希望が増えてございます。令和4年度については、公住等でなくて空き家に住みたいということの希望が1.7倍になってございます。しかしながら、空き家バンクにつきましては、需要と供給のバランスが決してとれている状況ではなく、特に戸建て賃貸物件の不足、東藻琴地区での物件不足など課題も多くございます。今後も当室において空き家物件の登録を推進し、移住者定住者対策を積極的に進めてまいりたいと考えております。ぜひ議員各位におかれましても、空き家等の情報がございましたら、当室にお寄せいただきたいと思いますので、ご協力賜ればと思います。

以上、後藤議員の質問の答弁といたします。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。質問の1点目の大空町が取り組むべき課題、国政調査をもとに人口の推移を教えてくださいました。合併からは国立社会保障人口問題研究所の推計とほぼ変わらず推移していた。しかしながら、最近は幾らか人口減少対策の効果が見られつつあるということで、また、今2点目での答えでもありましたけども、空き家バンクが需用が供給に追いついていない状況にもある。幾らかこの町としての人口減少対策が、先ほど町長色々な若い世代ばかりでなく福祉、医療、いろんなことに目を向けないと本当の減少対策にはならないというお話がありました。

しかしながら、人口減少対策の方向性としては先ほども申し上げましたけども、本町の特徴、強み弱みを知って、その強み弱みを踏まえながら、強みを生かし、弱みを改善していくことで、効果的な人口減少対策を進められると思いますけれども、現在そして将来のまちづくりに有効であると考えられる本町の町長の考えている特徴、強み弱みがあれば、伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 人口減対策というものに効く薬、特効薬というのがない中で、そういった特効薬があるなら是非処方したいものだなというふうに思っておりますけども、そういった中で、やはり1番は総合計画であったり総合戦略、そこに掲げた事業を着実に実施していくということが基本にあるのではないかなとそう思うています。それを進めていく中で、本町におきましては、認定こども園、大空高等学校への支援など、子育て環境の充実であったり、定住団地の造成や販売、そして高齢者がいつまでも安心して、この大空町で暮らしていただける、そういった安心を支える事業であったり、あるいは働く方、あるい

は移住される方が必要とする高速情報通信環境整備による事業、さらには近年ICTを活用したスマート農業というのが普及していますので、そういったもののなお一層の普及、そういったものを取り進めていく必要があるかと考えているところであります。

議員のほうから弱みというお話を伺いまして、先日高校生の政策提言発表会にありましたけども、高校生は弱みを逆に利用するというようなことで提言されていて、なるほど、こういう考え方というのを改めて高校生に学ばされたなというふうに思っておりますので、当然大空町には弱みというものも多々あります。例えば買い物だとかそういった商業系の機能、そういったものはどうしても町外に流出してしまっているというような状況にありますので、そういった町内の商店街を支えるようなさまざまなソフト事業だとかという展開も、これからも行っていかなければならないそのように考えております。

企業を誘致し、働く場をつくり出して、そしてその働く方、さらには家族の方を町内に呼び込むことができれば、それは人口減少対策にとってこれほどいいことはないですけども、なかなか正直難しいというところも現状なところがあります。企業活動の一部を大空町内で実施していただく、そういったことは企業誘致出来なくてもそういった取り組み、テレワークであるとか、そういったことは十分可能な地域ではあるのではないかなと思います。

そして本町には、札幌、東京、そして関西圏と航空路線で結ばれている女満別空港を有しているという強みというのを持っているところであります。こういった強みを生かしながら、さらには関係人口を創出する高校生、その高校にかかわる方々も大空町の貴重な関係人口だと思っておりますので、そういった方々の力もいただきながら、まちづくりを町民と一緒につくってまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 7番。今、町長からお話ありました。確かに大空町は近隣市町への利便性がいいことはとてもいいんですけども、それが従業の流入超過の要因ともなっておりますし、最近の近隣の市の施策の今後行われると考えられる動向をみますと、本町施策と横並びになりつつありまして、余計に市と町村との独自性が出しにくい状況が考えられます。

また、課題といたしましては、先ほど行政報告の中にもありましたけれども、道東南北に貫く北海道横断自動車道網走線のうち、美幌高野インターチェンジ北見東インターチェンジが事業中、女満別空港網走間の計画が社会資本整備審議会道路分科会に開発局より提示されており、今後、地域の皆様や道路を利用される方からのご意見を道路計画に反映するためアンケート及びヒアリング調査が予定されている。これはもうホームページにも載っていることですが、このことも将来のまちづくりに大きく影響を与えられます。

利便性がよくなる。しかしながらなかなかこう町に住み、大空町に住みたいというところを出すのがなかなか難しいと思うんですけど、なにかそれについて今感じていることがあればお聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空町の女満別地区も東藻琴地区も、どちらかという国道等も走って交通の利便性が高いということもあって、商業っていいでしょうか、買い物だとかについては町外に出てしまっているというところは確かにあるところでもあります。そういった中でも、さまざま地域としての独自性を発揮しながら、商業の活性化だとか、そういったことも行いながら、町外への流出といったものを少しでも町内に向けられるように努力してまいりたいと考えております。

また、先ほど高規格幹線道路の延伸のお話もありました。私も行政報告で申し上げましたように、国における第2回の地方小委員会が行われましたので、次は、このアンケート調査をもとに第3回目の地方小委員会というのが恐らく1年後ぐらいに開催されることになろうかと思えます。それを終えて、さまざまな環境調査だとかを行ったうえで、恐らくこれから近いうちに網走に向かった計画の策定、さらには工事等が進められていくというように考えております。当然今までであれば女満別空港で降りたお客様は、阿寒方面等に行かれる方は直接そちらのほうに向かっていくのかもしれませんが、網走方面、知床方面に観光される方は、女満別地区の町中を通して網走や知床方面に行かれていたのかなと思います。ただこの高規格道路が網走まで通じてしまうと、ひょっとしたら女満別空港から降りてすぐ高規格道路に乗って、真っすぐそちらのほうに走っていくということは考えられるところではあるかなと思っております。そういった中で町としてできること、高規格道路の部分でいいますと、インターを町として必要な箇所に設けていただくということも当然これは国に対してお願いしていかなければなりません、やはり町中にインターに乗らないで、少なくとも大空町のところにつきましては、車で通っていただけるような何か魅力というものが必要になろうかと思えます。今の8月のお盆ぐらいのところでちょうどリサイクルセンター前にヒマワリを咲かせていただいておりますけども、非常にたくさんの方々をご覧になっていただいております。そういった花であったり、あるいはやはり町中で飲食する場所であったり、見学する場所、そういった魅力的なものを考えていかなければ、空港から降りた方を町中に誘導するということはなかなか難しいのかなと思っております。まだ時間はあるのかもしれませんが、もう余り時間がないという見方もできるかと思えます。町中に人が、観光客が少しでも寄っていただける、そういった取り組みをするためどういった政策、施策が必要なのかということころを改めて突き詰めて考え、検討してまいりたいと考えておりますので、また、議員皆様のほうからも、さまざまなご意見やお考えをお寄せいただければ大変ありがたいかなと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 7番。ご答弁ありがとうございます。若い世代が働く世代となって

いく今後の30年。30年さき遠いようで近いと思います。当然ながら日々町民の皆さんに寄り添い意見を聞きながら足元の課題解決することは町長おっしゃる様に重要ではありますけれども、政治家として20年30年先のことを、また、町民の皆様そして議会と共に持続可能な未来のまちづくりを考えていらっしゃると思いますけれども、なかなか大変な部分ではありますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の再質問に移りたいと思います。

過日、町の移住・定住支援室で町の魅力発信のため、プロト大空プロジェクトと題しプロモーションを展開し、その一貫として大空高校生が町の関係人口創出をテーマにアイディア作りに取り組み、町に対する政策提言を公開で実施しましたが、その政策提言の内容と率直な感想を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 12月11日に行われました大空高校生による政策提言発表会、議員さんの中にも参加されていた方がおられようと思います。そちらの提言発表会に参加させていただきまして、まずは先に率直な感想でございますけれども、本当に高校生1年生と2年生の発表だったのですが、2年生は1年間大空高校で学んで来ているというところがあります。1年生はつい昨年まで中学生だったと、その生徒たちが自らから町の課題を見つけ、それをどうしていこうかということを資料として作成し、そして発表するというその姿や、その取り組みに非常に感心をしたところであり、自分の高校時代とちょっと引き合いに出し、今の高校生ってすごいなということを改めて思ったところであり、それぞれのアイディアをすごく楽しく聞かせていただいたところでもあります。

高校生のアイディアをご紹介しますと、一つのグループでは田舎というか、この大空町の何ものなさを逆に、先ほどのマイナスということではなく、それをプラスに変えて行く、逆に売りにして自然の中で働く環境作り、ストレスを抱えた現代人の働き方を応援するとそういった仕組みであったり、この大空町にある自然を売りに、町公認の若い方から高齢者の方まで参加できるような部活動を作ってはどうかとか、車を改装して移動別荘や、まちの廃校舎を活用したホテルを作ってはどうか、そういったことが提案として出されておりました。さらには人々のさまざまなニーズをつなぐマッチングアプリを活用したサービスにより、学び直し、今リカレントということで最近ある程度年齢になってから改めて勉強し直すという動きが広まっておりますし、生きがいを育むという、本当にさまざまな観点からアイディアをご提案いただいたのかなとそうように思っているところでもあります。

今後につきましては、そのいただいたアイディアというものを町として、どのようにしていくのかというのを検討し、そこに事業費を充てるという形ではなく、高校生やさまざまな大人が広くかかわっていくそういった仕組みの中で、住んでいる人みんなが主体となって最終的な社会実装を目指していければなどというふうに考えておりますのと、提案をいただいた高校生が将来、大空町の職員になって、あるいは大空町の企業に入って、そういったまちづくりを担う一

端になっていただければなど、そんな思いを持ったところであります。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 7 番。私もそのプロト大空に講評として参加させていただきましたけども、私の感想といたしましては、将来のある高校生が未来のまちづくりを語ることがとても楽しく感じましたし、プロト大空プロジェクトが地域課外活動であるにもかかわらず、1、2 年生の約半数の生徒が有志として取り組んだこと。そして 4 チームの政策提言のそれぞれが現代の世相を鑑み、そこに町の特徴や強みをどのように生かしていくかをシンプルにわかりやすく発表していただき、とてもよいプロモーションになったと思いました。

今回の政策提言発表会のテーマは関係人口の創出でしたが、大空高校は皆さんご存じのとおり、町そして教育委員会において地域振興の核として位置づけられているわけであります。今後も地域課外活動や地域、企業との多様な協力活用により活発に関係人口を創出していただき、学校のコンセプトである世界と地域をつなぐ大空で道を切り開く飛行機人となってほしいと思います。

先ほど町長がいただいたアイディアを検討し、すぐには予算づけとかそういうことにはならないかもしれないけれど、なるべく子どもたちのアイディアを基にと言いますか、それが実装できればいいかなというお話がありました。

ぜひ、お互い出席させていただきましたけど、あの子たちのエネルギーはすばらしいなって思いましたので、前向きに考えていただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 子どもたちの前向きな意見というのは大変重く受けとめたところでありますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

大空高校になって当初、1 年目は 29 人程度の入学で町内から 5 名、そして 2 年目 40 名の入学があり、町内者が確か 15 名ということで、高校生の 1 学年の半分以上が町外者ということで、大空高校自体がある意味関係人口を創出してくれている場所であるなど、そのように感じております。当然企業だとかとの関わり、そういった関わってくれる方々も関係人口でありますし、まずは高校生、その関係人口の方々をしっかりと大空町で育て、教育し、社会に出て羽ばたいていけるよう、そういった取り組みをずっと継続してつなげていくことが、大空町のゆくゆくの発展、まちづくりに大きくつながっていくことを期待しておりますし、信じているところでありますので、こういった高校の取り組みはしっかりと町としてこれからも応援していきたいなと思っているところであります。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 7 番。私も町長の考えと同じでありまして、先ほどもおっしゃってましたけども、生徒の皆さんが道を切り拓く飛行機人となって卒業し、それぞ

れの道、人生を歩んで、故郷大空町にそのまま就職していただいても構いませんけども、誇りと愛着を持ち続け、20年30年後、再び住みたいと思えるまちづくりに強く取り組まなければいけないと改めて感じたところであります。

近隣市のように何でも揃ってはいませんが、町民同士の顔が見える居心地のよい、なんか楽しいなど感じる住みよい町、そこに今回の大空高校生が発表した施策の中に、若い世代の皆さんが大空町に住みたいと感じるヒントが隠されているような気がいたしました。

先ほど町長も人口減少対策には特効薬はない。本当にそう思います。今朝の道新の記事を見ましても、ある道南のほうの市の記事にも載っていましたが、あれだけ大きい町でも人口減少対策危機管理本部みたいなものを立ち上げなければいけないような記事も出ておりました。2040年、2050年に向かって、間違いなく人口は減少していくのは確実なことだと思います。その中でも、やはり、今、移住・定住支援室を設置し、また大空高校という地域振興の核となるもの、いろんな全国の方たちを受け入れて、そしてまた新しい考えを受け入れることをやっている大空町は今後とも、その子たちが、先ほど言いましたように、卒業して20、30年後戻ってきてもいいですし、なんかキラッと光る大空町になれる力があるんじゃないかなと最近感じつつあります。

なかなか町政大変ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上、一般質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私も高校生が貴重な本当に大切な思春期真只中の3年間を大空町で過ごすということは、本人にとってもすごく心に残ることであると思います。3年間学んで町内にとどまっていただけのももちろんありがたいことではありますけども、社会に出て、町外に出て、そこでさまざまなことを経験し、学んで、それを大空町にまた帰っていただける、そのようなことになれるように、ちょうどその帰ってこようと思ったときに、大空町が元気がないと言われないうように活力のあるまち、そういったものをいつまでも継続して子どもたちが一回、ちょっと大空町に戻って何か起業しようといったときに選んでいただけるような、そういった町であり続けていけるように、これからもさまざまな課題に向き合って取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導をお願いいたします。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 1 月 20 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 岩 原 繁

署 名 議 員 後 藤 忍

令和 4 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- ・ 開 会 令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- ・ 閉 会 令和 4 年 1 2 月 2 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
移住・定住支援室長		総務課主査
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
生涯学習課参事		
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和4年12月21日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第79号 財産の無償貸付について
- 日程第4 議案第80号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第81号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第82号 大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第83号 大空町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第9 議案第85号 北海道大空高等学校寄宿舎条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第86号 北海道大空高等学校交流拠点施設条例制定について
- 日程第11 議案第87号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第88号 令和4年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第89号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第90号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第91号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第92号 令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 発議第18号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書
- 日程第18 報告第11号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和4年12月21日

大空町議会議長 原 本 哲 己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 4 年第 4 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、8 番、三條幸夫議員及び 9 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号から認定第 8 号

◇議 長 日程第 2、認定第 1 号、令和 3 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は、令和 4 年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、三條幸夫議員。

◇三條委員長 改めておはようございます。

決算審査特別委員会における審査の結果について、ご報告いたします。議会議案書の 1 ページから 3 ページをご覧くださいと思います。

令和 4 年第 3 回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第 1 号、令和 3 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第 2 号、令和 3 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 3 号、令和 3 年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 4 号、令和 3 年度大空町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 5 号、令和 3 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 6 号、令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 7 号、令和 3 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 8 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての 8 事件であります。

去る 10 月 18 日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 事件すべて原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第 77 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから、認定第 1 号、令和 3 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括して採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の決算に対する委員長報告は認定するものであります。

この 8 件の決算は、委員長の報告とおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号、令和 3 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第 3 議案第 79 号

◇議 長 日程第 3、議案第 79 号、財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 1 ページをお開きください。議案第 79 号、財産の無償貸付けについて。

次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。令和4年12月20日提出、大空町長、松川一正。

記、1、無償貸付けの目的。大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地及び建物無償貸付けする。

2、無償貸付けする土地及び建物の所在地、種別、数量。別紙のとおり。別紙については、ページをめくっていただきまして2ページでございます。

別紙 1、土地。大空町女満別西4条4丁目64番33、宅地、634.70平方メートル。同じく247番12、宅地、23.84平方メートル。同じく64番45の一部、宅地、20.00平方メートル。同じく64番51、宅地、622.81平方メートル。同じく64番54、宅地、116.73平方メートル。同じく247番20、宅地、230.95平方メートル。地積合計1,649.03平方メートル。

2、建物。（1）住宅。所在地、大空町女満別西4条4丁目64番54、247番20。構造・数量、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て、1棟、111.78平方メートル。（2）車庫。所在地、大空町女満別西4条4丁目64番45。構造・数量、軽量鉄骨造、1棟、18.72平方メートル。面積合計130.50平方メートル。

別にお配りしております定例会参考資料1ページをご覧ください。今回ご提案申し上げます無償貸付け予定土地及び建物の配置図を付けさせていただいております。

図面の右側が道道女満別空港線、下側に大型店舗という位置関係で、網掛けをしている点が貸付物件でございます。

図面の左側、③64の45の一部は法人所有車両の車庫として、その上にある④64の51は職員駐車場用地として、やや下の⑤64の54及び⑥247の20は常勤医師の医師住宅として、いずれも平成29年4月1日から3年間さらに令和2年4月1日からは、①64の33及び②247の12は職員駐車場用地として追加して無償貸付けをしている物件でございます。いずれも、令和5年3月31日の貸付期間満了に伴い、無償貸付けを更新したい物件であります。

議案書1ページにお戻りください。

3、無償貸付けの期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

4、無償貸付けの相手方。大空町女満別西4条4丁目1番29号、医療法人社団双心会、理事長、加藤秀和。

5、無償貸付けの条件。使用貸借契約による。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第79号、財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第79号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第80号

◇議 長 日程第4、議案第80号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書5ページでございます。議案第80号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和4年12月20日提出、大空町長、松川一正。

記、1、施設の名称等。大空町女満別西1条3丁目2番5号、大空町地域福祉センター。

2、指定管理者の名称等。大空町女満別西1条3丁目2番5号、社会福祉法人大空町社会福祉協議会、会長、崎山秀昭。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

大空町地域福祉センターは、高齢者及び障害者等の生きがいくりと情報交換の場を提供し、地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的に令和2年10月1日に開設しました。開設と同時に指定管理者制度を導入し、社会福祉法人大空町社会福祉協議会が指定管理者となり、令和5年3月31日までの2年6カ月間を指定期間として管理運営が行われています。指定期間が令和5年3月31日で満了となるため、令和5年度から3年間の指定管理者の指定の議決を求めるものです。

候補者の選定理由は、高齢者及び障害者の福祉に関する事業、ボランティア活動支援事業、福祉情報の提供、地域交流の推進も行っており、当該施設の設置目的を達成することが期待できることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定による公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところです。これにより募集要綱に基づいた指定管理申請書の提出を受け、内容を審査し、その後、指定管理者選定委員

会において大空町社会福祉協議会が候補者として適正であるとの判定を受け、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、定例会参考資料３ページに関係資料を掲載してございますので、ご覧願います。

以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８０号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８０号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第８１号

◇議 長 日程第５、議案第８１号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。砂金生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書７ページをお開きください。議案第８１号、指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和４年１２月２０日提出、大空町長、松川一正。

記、１、施設の名称等。大空町東藻琴３６０番地の１、大空町東藻琴農村環境改善センター・大空町東藻琴公民館。

２、指定管理者の名称等。網走郡美幌町字青山北４３番地の８、フジケンビルサービス株式会社、代表取締役、畠山隆。

３、指定の期間。令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで。

東藻琴農村環境改善センターは、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和５５年１１月に設置さ

れた施設であります。当施設は、東藻琴公民館としても位置づけられていることから二つの名称となっております。

指定管理者の指定手続きにあたりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして公募を行った結果、現在の指定管理者でありますフジケンビルサービス株式会社 1 社のみの応募でありました。

フジケンビルサービス株式会社は、同施設の現在の指定管理者であり、施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定したところであります。期間は 3 年間であります。

なお、施設の概要等につきましては、定例会参考資料の 5 ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 1 号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 1 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 8 2 号

◇議 長 日程第 6、議案第 8 2 号、大空町議会議員及び大空町町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

◇選挙管理委員会事務局長 議案書の 9 ページでございます。議案第 8 2 号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和４年１２月２０日提出、大空町長、松川一正。

議案書１１ページにつきましては、改正条文でございます。

大空町議会定例会参考資料の７ページに大空町議会議員及び大空町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要を、８ページから９ページには新旧対照表を掲載しております。

改正の内容につきましては概要によりご説明させていただきますので、参考資料の７ページをお開き願います。

議案第８２号関係、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要です。

改正の概要でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。項目、関係条文ごとに改正の概要をご説明いたします。

項目、選挙運動用自動車の使用の公費負担額、関係条文は条例第４条第２号アになります。選挙運動用自動車の借上に係る公費負担の限度額の引上げ、１日当たり１万５，８００円を１万６，１００円に引き上げいたします。

関係条文条例第４条第２号イ、燃料代に係る公費負担の限度額の引上げ、１日につき７，５６０円を７，７００円に引き上げいたします。

項目、選挙運動用ビラの作成の公費負担額、関係条文は条例第８条になります。選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の限度額の引上げ、１枚当たり７円５１銭を７円７３銭に引き上げいたします。施行期日につきましてはいずれも公布の日からとしております。

項目、適用区分、関係条文は附則第２項になります。この条例の施行の日後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。としております。

以上、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８２号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 8 3 号

- ◇議 長 日程第 7、議案第 8 3 号、大空町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

- ◇総務課長 議案書 1 3 ページでございます。議案第 8 3 号、大空町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出、大空町長、松川一正。

1 5 ページから 2 7 ページにつきましては改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の 1 1 ページをお開き願います。

改正の概要です。このたびの改正は地方公務員法の改正に伴いまして、本町職員の定年を段階的に引き上げるなど所要の改正を行うものでございます。

項目の一つ目、定年年齢引き上げに関する規定であります。地方公務員法の改正に伴いまして引用する条項等を整理します。また、現行 6 0 歳の定年年齢を表にありますとおり、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げまして、令和 1 3 年度からは 6 5 歳とするものです。

次の項目、管理監督職勤務上限年齢制、通称役職定年制の導入ですが、まず 6 0 歳に達した職員につきましては、その後最初の 4 月 1 日までに管理監督職以外の職に降任する規定を設けます。なお、対象となる職員につきましては、現行の管理職手当が支給されている者となります。また、降任等を行うに当たりましては遵守すべき基準を規定します。さらに公務の遂行に支障が生じる場合につきましては、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けます。

次の、定年前再任用短時間勤務制の導入は、6 0 歳に達した日以後定年前に退職した職員につきまして短時間で勤務する職に再任用できる規定を設けます。

1 2 ページをお開き願います。情報提供及び勤務の意思確認の項目ですが、6 0 歳に達する前の年度に、6 0 歳以後の任用、給与に係る内容などに係る情報提供し、さらに勤務の意思を確認する規定を設けます。また、令和 5 年度に 6 0 歳に達する職員につきましては、令和 4 年度、今年度中に情報提供、意思確認を行うことといたします。

次の暫定再任用制度は、定年年齢を段階的に引き上げる間に定年退職した職員につきましては、6 5 歳に達する年度の末日まで、現行と同様に再任用でき

る制度を暫定的に措置します。

なお、施行期日につきましては、来年度60歳となる職員への情報提供などに関しましては公布の日から施行し、その他の規程につきましては令和5年4月1日からとするものです。

以降13ページから27ページには新旧対照表を掲載させていただいております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号、大空町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第83号、大空町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第84号

◇議 長 日程第8、議案第84号、地方公務員法の一部改正に伴う関連条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書29ページでございます。議案第84号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年12月20日提出、大空町長、松川一正。

31ページから39ページにつきましては改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の29ページをお開き願います。

条例の概要です。このたびの改正は、先ほどと同様に定年延長に係る地方公

務員法の改正に伴いまして、関係条例を整備するものです。

初めに、左の項目欄、第1条、公益的法人等への大空町職員の派遣等に関する条例。次の第2条、大空町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、それぞれ地方公務員法の改正に伴いまして、引用する条項等を整備するものです。

第3条、大空町職員の分限についての手続及び効果に関する条例につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴いまして、降給に関する規定を設けます。

第4条、大空町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、制度改正を踏まえまして、職員の減給に関する規定を整備します。

第5条、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に文言を改正します。

30ページをお開き願います。第6条、大空町職員の育児休業等に関する条例は、管理監督職勤務上限年齢制の特例措置により引き続き管理監督職として勤務する職員につきましては、育児休業、育児短時間勤務をすることができない規定を設けます。また、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正します。

第7条、大空町職員の給与に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の俸給に関する規定、また、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴う文言の改正、さらに、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、俸給月額を7割水準とする規定などを整備するとともに、行政職給料表を改正するものです。

最後に第8条ですが、再任用制度の廃止に伴いまして、大空町職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

なお、施行期日につきましては、すべて令和5年4月1日でございます。

以降31ページから41ページには新旧対照表を掲載させていただいております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関

する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 4 号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 5 号

- ◇議 長 日程第 9、議案第 8 5 号、北海道大空高等学校寄宿舎条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

- ◇生涯学習課参事 議案書 4 1 ページをご覧ください。議案第 8 5 号、北海道大空高等学校寄宿舎条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 4 3 ページに改正条文を載せておりますが、改正の詳しい内容につきましては、別冊の定例会参考資料で説明をいたしますので、参考資料の 5 1 ページを併せてご覧ください。

今回の一部改正の要旨は、これまで大空高校の寄宿舎として条例に位置づけていた女満別寄宿舎について、令和 3 年 4 月から生徒の入寮を東藻琴寄宿舎に集約し、現在建設中の交流拠点施設の供用開始の見通しが立ったことから、当該寄宿舎についての条文、項目を条文から削除するものでございます。

参考資料 5 1 ページに新旧対照表載せております。表の右が改正前の条例、左が改正後の条例を示しております。

改正の内容につきましては、条例第 3 条の名称及び位置の条文において女満別寄宿舎の項目を削除し、第 9 条の使用料においても同様に削除するものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしています。

この女満別寄宿舎については、道立の女満別高等学校の寄宿舎として通学困難者の就学機会の確保と教育の振興を図るため、平成 2 5 年 3 月に建設したものです。主に野球部の生徒が利用しており、隣接の旧旅館の施設と合せ、ピーク時には 2 9 名の生徒が入寮し、平成 2 5 年から令和 3 年まで延べ人数で 1 0 1 人の生徒の生活を支えてきました。こうした功績は当時の女満別高校の生徒募集と地域振興に大きく寄与したもので、加えて寮生の学校生活については、多くの町民からご支援をいただいたところでございます。その後、令和 3 年 4 月に高校の町立移管による発展的な統合、さらには社会情勢の変化により、高等学校教育のあり方が大きく変わる中、その役割を大空高等学校交流拠点施設に移すものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 85 号、北海道大空高等学校寄宿舎条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号、北海道大空高等学校寄宿舎条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 86 号

◇議 長 日程第 10、議案第 86 号、北海道大空高等学校交流拠点施設条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書 45 ページをご覧ください。議案第 86 号、北海道大空高等学校交流拠点施設条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 12 月 20 日提出。大空町長、松川一正。

次のページの 47 ページから 49 ページに条文の本文を載せておりますが、詳しい内容の説明につきましては、お配りしております定例会参考資料で説明をしますので、参考資料の 53 ページをご覧ください。

初めに条例制定の趣旨ですが、大空高等学校を核とした人材育成と地域づくりの実践により地域の活性化に資するため、生徒と地域内外の人材との交流を通じた学びの場と、生徒寄宿舎としての機能を併せ持つ交流拠点施設の整備に伴い、北海道大空高等学校交流拠点施設条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の概要でございます。第 1 条には、制定の趣旨で述べたように、生徒と地域内外の人材との交流を通じた学びの場及び通学が困難な生徒の寄宿舎としての機能など、施設設置の目的を示しております。

第 2 条は、施設の名称と位置を規定し、第 3 条及び第 4 条において、施設の所管を大空町教育委員会としております。

第5条は、施設利用の対象者を示しており、一つ目は、大空高校生のうち通学に困難な事情がある者。二つ目は、大空高校生との研修や交流を行う者。加えて、所管する教育委員会が特別な理由があると認めた者としております。

第6条においては、施設の使用について、大空町教育委員会の許可について規定し、第7条においては、秩序や風紀を乱すような場合など、使用制限についても明示しております。

第8条には、使用料を規定しており、生徒の寄宿に関しては1カ月あたり1万5,000円。交流する者の一時滞在者については1泊2,500円としております。

第9条には、使用料の減免。第10条には、使用料の還付。第11条は、使用許可取消し等、一度使用許可をした者に対する許可取消しの事項を規定しています。

また、第12条は、原状回復の義務。第13条は、損害賠償の義務。第14条は、免責を規定し、第15条において、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定めるとしており、また、最後の第16条には、過料として、不正な行為に対する罰則規定を明示しています。

なお、当該施設は、現在建設工事の進捗状況から見て、令和5年の3月に完成を予定しており、附則において、この条例の施行を令和5年4月1日からとし、新年度から供用開始したいと考えております。

最後に、この条例の施行規則を55ページから65ページまで掲載しております。具体的な手続きや食費の額、申請様式などを定めたものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。2番、川村淳議員。

◇川村議員 2番。地域交流拠点施設というのは今回完成しまして、地域住民との交流と寄宿舎としての機能を併せ持つ施設ということで、今後は高校生と町民の振興が深まり、さらにはこの施設ができることによって、道外からも生徒が来る環境が整ったということで、生徒募集にも今後また期待が持てると思っております。

ただ一方で、町立の高校として町内の中学生にもたくさん入学をしていただきたいという考えもございます。この部分、教育委員会としてどう考えているのか。

また、町立校としての地域社会における高校の役割をどのように考えているのか、お伺いしたい。

質問は以上です。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 まず、教育的な視点におきまして、高等学校教育の考え方について説明をさせていただきます。

学校教育法におきましては、高等学校教育とは義務教育の基礎のうえにより社会に近い教育機関として、一つは将来の進路を確定させること。一つは社会に必要な一般的な教養を高めること。そして、必要に応じて専門的な知識や技能を習得させることが法律上の高等学校教育の役割となっております。

そのため、高校は義務教育とは異なりまして、一様に同じ教育を行うのではなく、普通科、職業学科、総合学科などの学科が設けられておりまして、生徒が自分の意思で、将来の進路に合わせて志望校を選択することができるようになってございます。

したがって、町立ということをして理由にして町内の中学生をすべて大空高校に入学させるという考えは、将来の進路を限定的にさせるものになるため、高等学校教育の法律上の本旨に沿うものではないことをあらかじめご理解をいただきたいと思います。

そうした趣旨を踏まえたうえで、大空高校の町立高校としての役割と使命を申し上げますと、当然におきまして大空高校は町民の皆様の税金により運営をされていることから、町民の意向に沿った高等学校教育が展開されるべきものであり、町民の期待に応え、町内のたくさんの中学生在が自分の意思で選んでいただけるような学校づくりをしなければならないと考えております。

大空高校の開校にあたりましては、小中学生の保護者から意向を集約し、特に将来の生き方や進路についての学び、さらには大学や短大への進学を望む声が多かったことから、学科を総合学科として進学が可能なカリキュラムを設定したところでございます。

一方で、町の最高学府としての地域社会における役割を申し上げますと、従来の女満別高校及び東藻琴高校の創設が当時の社会情勢により農業後継者の育成が求められていたところですが、令和の時代におきましては社会情勢が大きく変わりまして、最高学府としての役割も変化したところでございます。

現在の社会情勢におきましては、人口減少や担い手不足が問題とされ、地方創生が提唱される中、町立の大空高校は本町における問題を見出し、新たな発想と斬新な考えにより地域課題を解決する学校として、その使命を果たすものでございます。先月行われましたプロトオオゾラによる高校生の政策提言は、まさに大空高校のコンセプトを生徒自身が体現してくれたもので、その画期的な内容に会場の皆さんがまちの未来の可能性を感じ、町立の高校としての役割を理解していただいたのではないかとそのように思っております。

生徒たちは提言にはとどまらず、政策の実現に向け大空町の町民とともに、まちづくりに参加したいとそのように言っております。町立の高校は地域に貢献すべきとの考えもありますが、反対に私たち大人は町立高校をつくる決断をした責任があり、こうした子どもたちの考えを真剣かつ寛容に受けとめ、一つでも政策提言の実現に向けて取り組むことが町の担い手の育成であり、町の将来をつくる第一歩だと考えます。「大人が変われば子どもが変わる、子どもが変われば未来が変わる」という格言があります。大空高校の生徒とともに多くの町民がまちづくりに関わることで、本校の教育の質が高まり、大空高校を志望する町内の子どもたちが増えるものと思っております。

◇議 長 2 番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2 番。参事、ありがとうございます。私もそのように思っています、今、言った質問の中身は強制的に中学生を大空高校にという話では僕も話していません。ただ、魅力というものをやはり地元の中学生にもどんどん伝えていって、入学したいという希望者を増やしていきたいなと私も考えていまして、そのためには、この交流拠点施設というのも十分に活用しながら中学生、小学生にも高校の魅力を伝えていただければと思いますので、今後ともそのような形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ありがとうございます。現在、交流拠点施設の建設令和 5 年の 4 月から供用開始ということでございます。併せて大空高校は令和 5 年度からコミュニティスクールとして地域との関わりをより深めた学校として指導していきたいというふうに考えております。

現在、ふれあいトークの中で各自治会を回りまして、町民の皆様に高校生との交流、それから高校生と一緒にまちづくりを考えていこうというような話をさせていただいております。こうしたことで大人が子どもたちと関わり、子どもたちが地域に愛着を持ってまちづくりにともに一緒に考えていくことが大事なことからそのように思っております。

交流拠点施設を有効に活用しながら大空高校を町民の皆様に信頼を持っていただけるよう、教育委員会としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

◇議 長 ほか質疑はありませんか。

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 86 号、北海道大空高等学校交流拠点施設条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号、北海道大空高等学校交流拠点施設条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 8 7 号

◇議長 日程第 1 1、議案第 8 7 号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中東藻琴総合支所長。

◇総合支所長 議案書の 5 1 ページでございます。議案第 8 7 号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 5 3 ページから 5 5 ページにつきましては、改正条文でございます。大空町議会定例会参考資料の 6 7 ページから 6 8 ページに一部改正条例の概要、6 9 ページから 7 1 ページには新旧対照表を掲載しております。

改正の内容につきましては概要によりご説明させていただきますので、参考資料の 6 7 ページをお開き願います。

議案第 8 7 号関係、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例の概要です。改正の趣旨でございますが、東藻琴芝桜公園は全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年度から 2 年間、芝桜まつり期間中の閉園や途中閉園を余儀なくされ、本年度につきましても道外や海外からの来園者数が激減し、大変厳しい経営状況となっております。一方、入園料などの使用料につきましては、合併後一度も改定していないことから、近年の人件費や資材など物価の上昇を踏まえ、近隣の花公園における入園料等の改定状況も参考にしまして、来年度に向けて使用料等の改定を行うものでございます。併せまして、藻琴山温泉の施設、名称は既にございませんことから、条例の題名を改めるとともに、近年希望者が増加傾向にありますキャンプ場の日帰り利用の項目を新たに追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、項目ごとに改正の内容をご説明いたします。初めに、題名でございますが、ただいまご説明いたしましたとおり、本条例の題名を大空町東藻琴芝桜公園条例に改めます。

次に、設置、関係条文第 1 条と、その下の名称及び位置、関係条文第 2 条でございますが、題名の改正に伴い、名称を大空町東藻琴芝桜公園、東藻琴芝桜公園にそれぞれ改めます。

次に、施設の使用時間及び休業日、関係条文第 3 条の 2 第 1 項でございますが、キャンプ場の日帰り項目を新たに追加いたしますことから、キャンプ場とオートキャンプ場の使用時間を明記いたします。キャンプ場、午後 2 時から翌日午前 1 0 時まで。キャンプ場日帰り、午前 1 0 時から午後 4 時まで。オートキャンプ場、午後 2 時から翌日午前 1 0 時までといたします。

次に、別表第 1、関係条文第 6 条第 1 項、第 1 5 条第 3 項、別表第 1 でございますが、6 8 ページのとおり入園料及びその他の使用料を改めるとともに、キャンプ場の日帰り使用料を追加いたします。

6 8 ページをお開き願います。釣り堀は一般 1、5 0 0 円を中学生以上 1、8 0 0 円に。中学生以下 1、0 0 0 円を小学生以下 1、2 0 0 円に改めます。

キャンプ場は大人 3 0 0 円を中学生以上 4 0 0 円に改めます。また、日帰り

使用料として中学生以上２００円、小学生１００円を新たに設定いたします。

オートキャンプ場は電源なし１，５００円を１，８００円に。電源あり２，５００円を３，０００円に改めます。

ゴーカートコースは１人乗り３００円を４００円に。２人乗５００円を６００円に改めます。

ドリームハウスは１棟１泊４，５００円を５，０００円に改めます。

入園料は個人の大人５００円を中学生以上６００円に。小人２５０円を小学生３００円に。団体の大人４００円を中学生以上５００円に。小学生２００円を２５０円に改めます。

遊覧車コースは大人３００円を中学生以上４００円に。小人１５０円を小学生２００円に改めます。

なお、今回の改正で、小人と小学生の区分が明確でなかったことから小学生に。大人と一般につきましても明確でないことから中学生以上に統一させていただきます。

施行期日につきましては、いずれも令和５年４月１日からとしております。

以上、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８７号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８７号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで１０分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午前１１時０１分）

(再開 午前 11 時 11 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 12 議案第 88 号

◇議 長 日程第 12、議案第 88 号、令和 4 年度大空町一般会計補正予算(第 5 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 57 ページでございます。議案第 88 号、令和 4 年度大空町一般会計補正予算(第 5 号)。

令和 4 年度大空町一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,022 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 92 億 9,192 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 12 月 20 日提出、大空町長、松川一正。

59 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

14 款、使用料及び手数料に 56 万 4,000 円追加。15 款、国庫支出金に 973 万 2,000 円追加。16 款、道支出金に 3,614 万円追加。17 款、財産収入に 210 万円追加。19 款、繰入金に 6,140 万 3,000 円追加。21 款、諸収入に 28 万 6,000 円追加。歳入合計は 1 億 1,022 万 5,000 円を追加し、92 億 9,192 万 5,000 円とするものです。

60 ページをお開き願います。歳出です。

2 款、総務費に 743 万 3,000 円追加。3 款、民生費に 2,933 万 3,000 円追加。4 款、衛生費に 1,468 万円追加。6 款、農林水産業費に 3,324 万 5,000 円追加。7 款、商工費に 100 万 1,000 円追加。8 款、土木費に 1,438 万 7,000 円追加。9 款、消防費に 105 万円追加。10 款、教育費に 909 万 6,000 円追加。61 ページ 1 番下になりますが、歳出合計は 1 億 1,022 万 5,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、68、69 ページをお開き願います。

2 款 1 項 6 目、財産管理費の 10 節、光熱水費の 191 万 3,000 円は、役場と東藻琴総合支所の温泉ポンプ電気料につきまして、価格高騰により不足が生じますことから追加するものです。次の 11 節、公有物件災害共済保険料 15 万 8,000 円は、大空高等学校交流拠点施設の整備に伴いまして追加するものです。

7 目、企画振興費の 7 節、住替え促進奨励金 10 万円と 18 節、助成金 138 万円は空き家登録されている住宅の売買などに係る助成につきまして、申請件数の増により不足が生じますことから追加するものです。次の 12 節、指定

管理委託料 38万4,000円は、東藻琴地域振興施設の電気料が不足することによるものです。7節、定住促進事業報償費 37万円は、転入し住宅を新築される方などを支援するものですが、見込みを上回り不足が生じますことから追加するものです。

8目、庁舎管理費の10節、光熱水費 170万8,000円と10節、燃料費 76万8,000円、光熱水費 55万9,000円は、役場と東藻琴総合支所庁舎の燃料、電気料につきまして、価格高騰により追加するものです。

4項3目、北海道知事・北海道議会議員選挙費の11節、投票用紙計数機点検調整料 3,000円、投票用紙交付機点検調整料 7,000円、自書式読取集計機点検整備料 8万3,000円は、選挙投開票業務に係る機器の整備料につきまして、価格高騰により増額するものです。

3款1項2目、老人福祉費の12節、生活支援ハウス運営事業委託料 425万7,000円は、両地区生活支援ハウスの燃料、電気料を追加するものです。次の介護保険事業勘定特別会計繰出金 114万5,000円は、介護予防サービス給付費の増に伴い追加するものです。

3目、障害者福祉費の12節、71ページに移りまして、1行目の指定管理委託料 158万2,000円は、障害者福祉センターちあふるの燃料費、電気料を追加するものです。7節、障害者福祉職親事業報償費 7万7,000円は、障害のある方の自立を支援するものですが、就労日数が増えたことなどにより増額するものです。19節、障害者介護・訓練等給付費 1,868万3,000円は、事業所を開設によるサービス利用者の増などによるものです。

4目、老人福祉センター費の10節、光熱水費 4万2,000円と次の12節、指定管理委託料 274万4,000円は、両地区老人福祉センターの燃料費、電気料を追加するものです。

2項2目、児童措置費の22節、前年度児童手当交付金返還金 13万4,000円は、児童手当対象者の減によりまして精算するものです。

3目、保育所費の18節、託児通所助成金 4万7,000円は、託児所に乳幼児を通所させる方を支援するものですが、助成対象者の増により追加するものです。

4目、児童福祉施設費の10節、燃料費 45万1,000円と光熱水費 17万1,000円は、児童センターめっちゃいんど館、児童館のんきつず館の燃料費、電気料を追加するものです。

4款1項1目、保健衛生総務費の10節、燃料費 1万円の追加につきまして、公用自動車の燃料費を追加するものです。次の18節、訪問看護ステーション交通費負担金 1万4,000円は、難病、終末期医療などの利用が増えたことによるものです。

2目、予防費の13節、会場使用料 39万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものですが、期間を延長して対応することによるものです。

3目、環境衛生費の10節、光熱水費 19万1,000円は、女満別憩いの広場公衆トイレの電気料を追加するものです。27節、簡易水道事業特別会計繰出金 749万1,000円は、水道施設の電気料に係るものです。

72、73ページをお開き願います。5目、健康増進対策費10節、燃料費1万円は公用自動車の燃料費に係るものです。

6目、診療所費の12節、指定管理委託料286万円は、東藻琴診療所の電気料を追加するものです。

2項1目、塵芥処理費の10節、燃料費55万1,000円と光熱水費229万5,000円、次に同じく10節、光熱水費86万7,000円は、一般廃棄物焼却処理施設と最終処分場の燃料費、電気料に係るものです。

6款1項3目、農業振興費の10節、燃料費、光熱水費合わせまして44万7,000円は、農業振興センター。次の10節、燃料費74万3,000円は、農業構造改善センター。12節、指定管理委託料196万7,000円は、メルヘン公園。次の10節、光熱水費44万8,000円と12節、指定管理委託料、58万3,000円は、農村環境改善センター。これらの施設につきまして、それぞれ燃料費、電気料の価格高騰に対応するものです。次の18節、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金2,767万7,000円は、農作物の生産拡大作業の省力化を図るため、農業機械を導入するものです。

4目、畜産業費の12節、指定管理委託料108万4,000円は、ひがしもこと乳酪館の燃料費、電気料を追加するものです。

2項1目、林業総務費の18節、エゾシカ駆除事業助成金29万6,000円は、エゾシカ処理頭数の増によるものです。

74、75ページをお開き願います。7款1項2目、観光費の10節、燃料費13万6,000円と光熱水費65万9,000円は、メルヘン観光交流センター。次の10節、光熱水費20万6,000円は、藻琴山温泉芝桜公園の電気料を追加するものです。

8款1項2目、街灯管理費の10節、光熱水費153万円につきましても、街灯の電気料を追加するものです。

2項4目、道路新設改良費の22節、前年度開陽中央線道路整備事業交付金返還金12万6,000円は、開陽中央線の道路整備に係る立木の売払収入分につきまして、国に交付金を返還するものです。

4項1目、下水道費の27節、下水道事業特別会計繰出金382万1,000円は、下水道施設の電気料に係るものです。

6項1目、住宅管理費の10節、光熱水費21万円は、町営住宅の電気料を追加するものです。

7項1目、空港対策費の18節、女満別空港利用促進事業負担金370万円は、今後予定されている国内チャーター便の運航を支援するものです。次の冬季誘客促進事業補助金500万円は、航空、観光事業を喚起し、女満別空港の利用拡大、地域の活性化を図る誘客事業を実施するものです。

9款1項2目、常備消防費の18節、網走地区消防組合大空消防署費負担金90万9,000円。次の3目、非常備消防費の18節、網走地区消防組合女満別消防団費負担金6万5,000円と、その下、東藻琴消防団費負担金7万6,000円は、消防車両と庁舎の燃料費、電気料を追加するものです。

76、77ページをお開き願います。10款1項5目、国際教育推進費の12節、外国語指導助手派遣業務委託料9万8,000円は、委託事業者の変更

による追加でございます。

2項1目、学校管理費の女満別小学校管理費、10節、光熱水費440万円、次の東藻琴小学校管理費、10節、光熱水費47万7,000円。さらに、3項1目、東藻琴中学校管理費の10節、光熱水費26万6,000円は、それぞれ電気料の不足分を追加するものです。

2目、教育振興費の17節、教材備品45万7,000円と次の4項4目、寄宿舎費の10節、消耗品費52万7,000円は、教育振興に係る寄附がありましたことから、学校教材、防災用品などを購入するものです。

5項1目、社会教育総務費の10節、燃料費47万2,000円は、豊住交流センター。5目、社会教育施設の10節、光熱水費34万1,000円は生涯学習センター。6項2目、体育施設費の10節、燃料費5万4,000円は武道館。次の10節、光熱水費10万8,000円はスキー場。12節、指定管理委託料168万8,000円はB&G海洋センター。79ページに移りまして、10節、燃料費5万4,000円と光熱水費15万4,000円は東藻琴相撲場。これらの施設につきまして、燃料費、電気料をそれぞれ追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、66、67ページをお開き願います。

14款1項5目1節、メルヘン観光交流センターテナント等電気料56万4,000円は、施設のテナントからいただく電気料につきまして、価格高騰を踏まえ増額するものです。

15款1項2目3節、障害者介護給付費等負担金934万1,000円と、一つ飛びまして、16款1項1目3節、同じく障害者介護給付費等負担金467万円は、障害者総合支援サービスの利用増などにかかる国と北海道の負担金です。

戻りまして、2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金39万1,000円は、ワクチン集団接種に係る国からの補助金です。

2項1目2節、地域情報配信事業補助金240万円は、情報発信手段の一つとして活用しておりますそらナビの運用に係る北海道からの補助金です。

4目1節、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金2,767万7,000円は、農作業の省力化などを図る取り組みに係る北海道からの補助金です。次の農業振興センター備品整備事業補助金130万円は、本年度当初予算で措置しております農産物加工用備品につきまして、北海道からの補助対象となりますことから追加するものです。

3項1目4節、北海道知事・北海道議会議員選挙委託金9万3,000円は、投開票機器の整備に係るものです。

17款2項1目1節、立木売却代210万円は、学校林の立木を売却することによるものです。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金6,140万3,000円は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

21款4項11目1節、エネルギー施設利用負担金28万6,000円は、東藻琴総合支所温泉ポンプ電気料の増に係るものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議ください

ますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 5 番。今回の補正予算の内容を見ますと、光熱水費の関係が非常に多いという状況でございますので、多分 66、67 ページの歳入の中の基金繰入金の状況で、一般財源をかなり、この関係で使っていくという状況だというふうに思っているところでございます。

その関係について、公共施設の利用者に負担にならないように、省エネルギーに努めながらも協力を求めながら、光熱水費の軽減というか、なるべくしていくような働きかけも必要かなというふうに思いますが、現状として、かなり電気料、燃料費が上がって、公共施設を維持するのにこれだけかかっているということだなというふうに承知しているところでございますので、これらについて、町側で、これからの施設運営について、どのように考えているのかということをお聞きしたいのが 1 点。

それと、もう 1 点、恐縮ですが 76、77 ページで、10 款の教育の中、国際交流の関係で委託料、外国語指導助手の派遣委託料が 9 万 8,000 円増額になっていますが、説明の中では、委託者の変更によるというふうに説明がありました。外国語の指導の関係については、コロナ禍の関係で、外国からの青年が入国できないとか、いろんな条件でかなり事業運営も苦労されているのではないかなというふうに思っておりますが、この外国語指導助手の派遣業務の関係について、現状どうなってるのか、ちょっとご説明いただければというふうに思います。

2 点、よろしくお願いします。

◇議 長 林総務課長。

◇総務課長 今回の補正予算は、その多くが議員ご指摘のように電気料、燃料費の価格高騰に対応する部分が多くございまして、内訳といたしましては、電気料約 3,900 万円強、さらに燃料費につきましても 750 万円、これは現状の中でのあくまでも試算という中で積算をしているところでございまして、状況によりましては、さらに負担が多くなるということも想定されるところでございまして、そういった中でございまして、各公共施設の節減等につきましては、これまでも電気料、燃料費の節減ということにご協力をいただいていたところでもありますけれども、そういった部分につきまして、さらに利用者にも、こういった部分での対応について、さらなるご協力ということについて、改めて周知をさせていただきまして、町としての管理、指定管理者も含めまして、そういった対応を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 菅野生涯学習課長。

◇生涯学習課長 外国語指導助手派遣に関する増額補正の内容ですが、現在、大空町につきましては、外国語指導助手については、人材会社、NPO法人グローバル機構教育推進機構と町が委託契約をし、現在、女満別、東藻琴地区ごとに1名の外国語指導助手2名を各小中高等学校で授業助手として勤務をされていますが、このほど当社が経営不可能という事態になりまして、令和4年12月末をもって会社経営を終了するという通知がありました。新たに委託会社と契約を締結することで、年度内の1月から3月までの派遣業務にかかる業務委託料に不足が生じることから、今回、9万8,000円を増額補正として行うところでございます。

なお、各学校の授業につきまして支障が出ないように、冬期休業期間終了後の配置を計画してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 5番。燃料費関係については、そのとおり、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

人材派遣会社の事情によるということでございますので、ただ、そのことによって、答弁もございましたが、児童、生徒の学習に影響ないように、ぜひ、十分な対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

◇議 長 菅野生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議員がおっしゃいますように、今後、各学校の英語担当の先生と調整を図りまして、新しい英語指導助手の配置をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほう、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号、令和 4 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 89 号

◇議 長 日程第 13、議案第 89 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 81 ページでございます。議案第 89 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 5,482 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 12 月 20 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 83 ページでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3 款、道支出金に 22 万 5,000 円を追加。5 款、繰入金に 15 万円を追加。歳入合計は 37 万 5,000 円を追加し、11 億 5,482 万 8,000 円とするものです。

84 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費に 16 万 5,000 円を追加。2 款、保険給付費に 6 万円を追加。7 款、諸支出金に 15 万円を追加。歳出合計は 37 万 5,000 円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、90 ページ、91 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、連合会負担金の 18 節、国保連合会負担金に 16 万 5,000 円の追加は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業状況報告システムクラウドの改修に関する負担金でございます。

2 款 5 項 1 目、葬祭費の 18 節、葬祭費に 6 万円の追加は、国民健康保険に加入しておられる被保険者が死亡した場合、当該被保険者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として 3 万円を支給するものであり、当初予算に対して不足する見込みの葬祭費用 2 名分見込んで追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目、保険税還付金及び還付加算金の 22 節、保険税還付金及び還付加算金に 15 万円の追加は、国民健康保険加入者が所得を更正した場合やさかのぼって社会保険に加入した場合、保険税の再計算の結果、過年度分につきましては、歳出予算から還付を行うものであり、今後の事案発生見込みにより追加をするものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。88 ページ、89 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目、保険給付費等交付金の普通交付金に 6 万円の追加は、歳出で計上しました葬祭費分で、全額が道補助金で賄われるものです。同じく特別交付金に 1 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、歳出で計上しました国保連合会負担分で、全額が道補助金で賄われるものです。

5 款 2 項 1 目、国民健康保険基金繰入金に 1 5 万円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 8 9 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 9 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 9 0 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 9 0 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 9 3 ページをお開きください。議案第 9 0 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)。

令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 9, 7 3 3 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年12月20日提出、大空町長、松川一正。

95ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3款、国庫支出金に385万9,000円を追加。4款、支払基金交付金に253万7,000円を追加。5款、道支出金に207万9,000円を追加。7款、繰入金に144万5,000円を追加。歳入合計は962万円追加し、7億9,733万2,000円とするものです。

96ページをお開きください。歳出です。1款、総務費に4万円を追加。2款、保険給付費に330万円を追加。地域支援事業費に520万6,000円を追加。4款、基金積立金に107万4,000円を追加。歳出合計は962万円で、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、102、103ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目、一般管理費、説明欄、総務一般事務費10節、需用費に4万円の追加は、公用車燃料費の高騰により予算よりも支出が増えたことから、予算を追加しているものです。

1款2項1目、介護予防サービス給付費に270万円を追加。同じく2項4目、介護予防サービス計画費に60万円の追加。次の3款4項1目、介護予防・生活支援サービス費、11節、審査支払手数料6,000円の追加。18節、介護予防サービス給付費520万円の追加は要支援1、要支援2の認定を受けまして、介護予防サービスを利用する方が前年度よりも増えており、当初見込みを上回ることから、認定審査手数料や介護予防サービス計画費並びに介護予防サービス事業に伴う給付費を追加するものです。なお、これらは介護保険法に基づく給付であるため国、北海道、町による交付負担割合、さらに若年者40から64歳の第2号被保険者の保険料に相当する支払基金から、それぞれの負担割合に応じた負担金や交付金等の歳入があります。

4款1項1目24節の介護保険基金積立金に107万4,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整として基金の積立金を増額するものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので100ページ、101ページをお開きください。

3款1項1目1節、現年度分介護給付費負担金に210万8,000円の追加は、歳出でご説明申し上げました給付費の20%を国が負担するものです。

同じく2項1目1節、現年度分調整交付金に22万7,000円の追加は、給付費の6.9%が国から交付されるものです。

同じく2項2目2節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金に152万4,000円の追加は、給付費の25%を国が負担するものです。

続いて、4款1項1目1節、現年度分介護給付費交付金に89万1,000円の追加と、2目1節、現年度分地域支援事業交付金に164万6,000円の追加は、それぞれ給付費の27%が支払基金から交付されるものです。

続いて、5款1項1目1節、現年度介護給付費負担金に131万7,000円の追加と、同じく2項1目2節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金76万2,000円の追加は、給付費の12.5%を北海道が負担する

ものです。

7款1項1目1節、介護給付費繰入金に38万3,000円の追加と同じく2目2節、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金に76万2,000円の追加は、給付費の12.5%を町が負担するもので、一般会計から繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第90号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第91号

◇議 長 日程第15号、議案第91号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書105ページになります。議案第91号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。

令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ749万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,752万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年12月2

0 日提出、大空町長、松川一正。

1 0 7 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款、繰入金に 7 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 3 億 8, 7 5 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。

1 0 8 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費に 7 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、1 1 4、1 1 5 ページをお開き願います。

1 款 2 項 1 目、簡易水道施設管理費 1 0 節、需用費の 7 4 9 万 1, 0 0 0 円は、電気料金の高騰により、予算に不足が生ずることから追加するものです。

続きまして歳入の説明をいたしますので、1 1 2、1 1 3 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金に 7 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 1 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 1 号、令和 4 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 9 2 号

◇議 長 日程第 1 6、議案第 9 2 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 117 ページでございます。議案第 92 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 382 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,946 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 4 年 12 月 20 日提出、大空町長、松川一正。

119 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

4 款、繰入金に 382 万 1,000 円を追加し、歳入合計は 4 億 3,946 万 6,000 円とするものです。

120 ページをお開き願います。1 款、総務費に 382 万 1,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、126、127 ページをお開き願います。

1 款 1 項 2 目、下水道施設管理費 10 節、需用費の 382 万 1,000 円は、電気料金の高騰により予算に不足が生ずることから追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、124、125 ページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金に 382 万 8,000 円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 92 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 92 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 発議第 18 号

◇議 長 日程第 17、発議第 18 号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の 5 ページをお開きください。発議第 18 号、物価高における農畜産物を適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 4 年 12 月 21 日提出、提案者は、大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員であります。

7 ページでございます。世界では新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇、ウクライナ情勢により生産資材や穀物の相場が急騰しています。また、我が国においては、急激な円安の進行で様々なモノ、サービス等の価格が上昇し、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じていますがコスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映されていません。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、一刻も早い需給改善が求められています。

ついては、食料安全保障の強化に向けて、コスト高にかかわる農畜産物を適正な価格形成の実現に向けた環境を整備するとともに、農業者の経営継続への需給改善策等を講じることを要望します。

記、1、混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高騰し、高止まりしている中、コスト高が農畜産物の取引、販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、生産者がコスト高を乗り越え、将来にわたり農業経営が継続できるよう支援体制の強化を図ること。

2、農畜産物の適正な価格形成の実現に向けた環境整備と流通、販売業者及び消費者等への理解醸成を早急に図ること。

3、コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢に晒され存続の危機に瀕していることから、牛乳乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、農業経営の継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第18号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第18号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 報告第11号

◇議 長 日程第18、報告第11号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査、結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第11号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和4年8月分から令和4年10月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月26日に、9月分につきましては10月20日に、10月分につきましては12月2日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査、結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和４年第４回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会では８名の議員の方から１０項目にわたる一般質問をちょうだいいたしました。ありがとうございます。一般質問をちょうだいすることで、私としても気付かせていただくこと、また学ばせていただくこと、たくさんございました。今後とも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、本会議におきましては、令和３年度における各会計の決算も認定いただきました。そのほかに一般議案といたしまして、指定管理者の指定でありますとか、条例改正、各会計補正予算についてもご提案をさせていただき、可決をいただきました。

特に、条例改正では、少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活用いただくため、現状の定年年齢６０歳を段階的に引き上げ、最終的に６５歳とするものであります。定員管理が複雑になってまいりますが、職員の年齢バランスに配慮した採用計画を立て、定員管理の適正化に努めてまいりたいと、そのように考えております。

一般質問の中で、先日行われた大空高校生政策提言プレゼンテーションについても触れられていたところであります。私も講評員の１人として参加いたしました。高校生が地域課題に真摯に向き合い、政策提言としてまとめ上げて発表する姿を見て、感心するとともに、感動したところであります。町立の高校として大空高校を創設した意味、意義というものを改めて実感させていただいたところであります。

また、本年は大規模な災害もなく、また、農業におきましても幸いな事に、異常気象による被害が少なかったのではないかなと、そのように感じております。年を明け２０２３年も災害のない、実り豊かな豊穰の秋を迎えられますことを祈るばかりであります。

これからはいよいよ本格的な冬のシーズンが到来いたします。大空町ではまだ雪が少なく管内のスキー場などでは１日も早いまとまった降雪を期待しているところであります。一方で、北陸地方、特に新潟県長岡市では、この時期としては記録的な大雪に見舞われ、国道での立ち往生が発生、大雪に関連した死傷者も出ています。北海道におきましても、大雪でＪＲの運休が発生しているところであります。これからの本格的な降雪期を前に、町民皆様の生活に支障を来たさぬよう、しっかり準備し、取り組んでまいります。

最後に、議員各位におかれましても、今後とも、さまざまな見地からご指導いただきますようお願い申し上げ、また、今回の議会に対するお礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 以上で、令和４年第４回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後０時１０分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 1 月 20 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 三 條 幸 夫

署 名 議 員 上 地 史 隆